

目 次

第1章 計画策定の背景と目的	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 障がい者を取り巻く法令・制度改正等の動き	2
第3節 計画の法的根拠	3
第4節 計画の期間	5
第5節 障がい者基本計画と障がい福祉計画の関係	5
第6節 計画の策定体制	6
第2章 障がい者を取り巻く状況	7
第1節 障がいのある人の状況	7
第2節 障がいに関する市民アンケート調査結果	11
第3章 計画の基本目標	34
第1節 基本目標	34
第2節 施策体系	35
第4章 施策の展開	36
第1節 安全・安心な生活環境の整備	36
第2節 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	38
第3節 防災、防犯の推進	39
第4節 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	42
第5節 自立した生活の支援・意志決定支援の推進	45
第6節 保健・医療の推進	53
第7節 行政等における配慮の充実	57
第8節 雇用・就業、経済的自立の支援	58
第9節 教育の振興	61
第10節 文化芸術活動・スポーツ等の振興	65

第5章 障がいのある人を支える体制づくり	67
-----------------------------	----

第6章 計画の推進体制	68
--------------------	----

第1節 各種関連機関との連携	68
----------------	----

第2節 広報・啓発活動の推進	68
----------------	----

第3節 計画の推進体制	69
-------------	----

参考資料	71
-------------	----

1 第3期国東市障がい者基本計画策定委員会委員名簿	72
---------------------------	----

2 国東市障がい福祉計画策定委員会設置要綱	73
-----------------------	----

第1章 計画策定の背景と目的

第1節 計画策定の背景

平成15年度以降、障がい者福祉施策に導入された『支援制度』により、利用者の自己決定・選択が尊重されるようになった一方で、サービス費用の増大、障がい種別間のサービスの格差など、新たな問題が生じました。

その諸問題を解決すべく、『障害者自立支援法』が平成18年4月1日より施行されましたが、この新制度にもさまざまな問題が生じ、抜本改革を求める声が大きくなりました。

このため、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする新たな法律の検討を進め、『障害者総合支援法』と名称を改め、平成25年4月1日に施行されました。平成28年には、3年間の施行状況を踏まえ「新たな地域生活の展開」、「障がい者のニーズに対するよりきめ細かな対応」、「質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備」の三つの柱を基に改正され、平成30年4月1日に施行されました。

また、障がい者への合理的配慮の実施や、すべての障がい者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、教育、労働等の社会権的権利について漸進的に達成する取り組みを締約国に求めている『障害者権利条約』について、国は、本条約の起草段階から積極的に参加する意思を示し、条約締結に先立ち、『障害者基本法』の改正（平成23年8月）、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律』の成立（平成24年6月）、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』の成立及び『障害者の雇用の促進等に関する法律』の改正（平成25年6月）など、様々な法制度等の整備が行われました。これらの整備により一通りの国内の障がい者制度の充実がなされたことから、平成26年1月20日、障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月19日に発効しました。

国東市においては、平成30年3月に『第5期国東市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画』の策定によりサービス見込み量を設定したところであり、障がい者を取り巻く環境が整備されていることを踏まえ、かつ、第2期計画の課題を鑑みながら、同計画の基本理念を踏襲することとして『第3期国東市障がい者基本計画』を策定することとします。

第２節 障がい者を取り巻く法令・制度改革等の動き

国がこれまでに行ってきた障がい者に関連する法令制度改革の主な動きは以下のとおりとなっています。

障がい者を取りまく法の変遷	
平成２３年	障害者基本法の改正 障がい者の定義の見直しなど
平成２４年	障害者虐待防止法の施行 虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援など
平成２５年	障害者総合支援法の施行 「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」へと名称変更され、難病が対象に含まれることとなった
平成２５年	障害者優先調達推進法の施行 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針の作成や実績の公表など
平成２５年	障害者雇用促進法の改正 雇用の分野において障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えるなど
平成２５年	国の第３次障害者基本計画の策定 障害者基本法や障害者差別解消法を踏まえ、「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の３つの施策分野の新設
平成２６年	障害者権利条約の批准 障害者の権利の実現のための措置等について定める条約である「障害者権利条約」を批准
平成２８年	障害者差別解消法の成立 国・地方公共団体等や民間事業者に対して、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止など
平成２８年	「発達障害者支援法」の一部改正 発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、全般にわたって改正
平成３０年	「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部改正 障がい者の望む地域生活支援、障がい児支援、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備など
平成３０年	国の第４次障害者基本計画の策定
平成３０年	「第５期国東市障がい福祉計画及び第１期障がい児福祉計画」の策定

第3節 計画の法的根拠

第3期国東市障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく法定計画です。また、第11条第1項では、「政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。」とされています。

障害者基本法第11条3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者基本法は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国及び地方公共団体等の責務を明確にするとともに、その基本となる事項を定めることにより、自立と社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として定められたものです。

平成23年4月22日に国会へ提出した「障害者基本法の一部を改正する法律案」は、衆議院において一部修正の上、同年6月16日に全会一致で可決され、同年7月29日に参議院において全会一致で可決・成立し、同年8月5日に公布・施行（一部を除く）されました。

従来の障害者基本法は、「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する」ものでありましたが改正基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」と国民全体が共生社会の実現に向けて取り組んでいく法律となっています。

また、新たに、「差別の禁止」、「国際協調」、「障害者の教育に関する人材の確保」、「療育」、「防災及び防犯」、「消費者としての障害者の保護」、「選挙等における配慮」、「司法手続における配慮等」、「国際協力」の項目が新設されています。

図 障害者基本法改正のポイント

1) 目的規定の見直し (第1条関係)

- 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。 等

2) 障害者の定義の見直し (第2条関係)

- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。 等

3) 地域社会における共生等 (第3条関係)

- 1) に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。
- 全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 全て障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。 等

4) 差別の禁止 (第4条関係)

- 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 社会障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に在し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。 等

5) 国際的協調 (第5条関係)

- 1) に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。 等

6) 国民の理解 (第7条関係) / 国民の責務 (第8条関係)

- 国民及び地方公共団体は、3) から5) までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
- 国民は、基本原則にのっとり、1) に規定する社会の実現に寄与するよう努める。 等

7) 施策の基本方針 (第10条関係)

- 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
- 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。 等

障がいのある人もない人も、共に充実していきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現

第4節 計画の期間

本計画については、長期的な視点をもって方針を示すため、平成31年度から平成35年度までの5年間を計画期間とします。

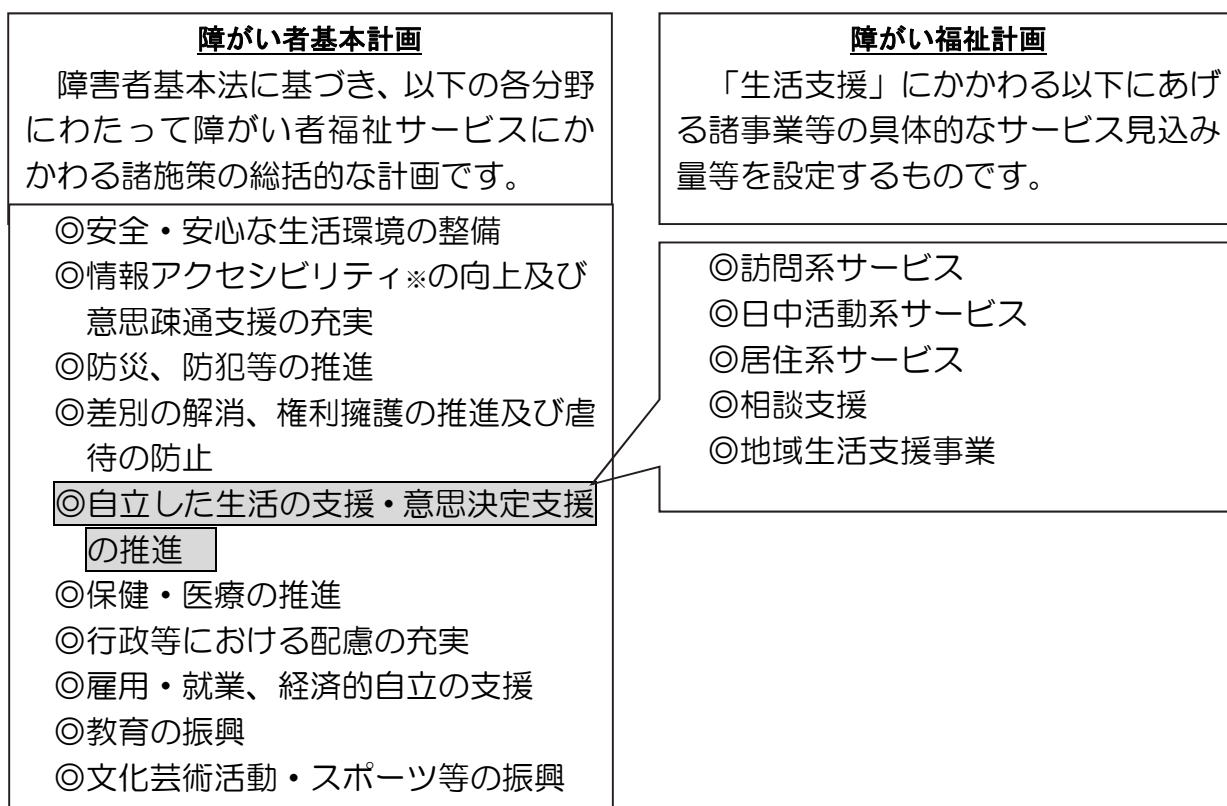
なお、社会情勢等を勘案し、必要に応じ見直しを行うこととします。

第5節 障がい者基本計画と障がい福祉計画の関係

「障がい者基本計画」は、障害者基本法に基づき障がい福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したもので、以下に示す項目を盛り込む必要があります。

なお、「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障害種別共通の給付等の事項を規定したもので、平成29年度に第5期計画を策定しています。

《「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」の関係と施策体系》



※情報アクセシビリティ（information accessibility）

パソコンやスマートフォンなどによる情報の受けとりやすさ。また、ハードウェア・ソフトウェアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障がいのある人を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること。（資料：「デジタル大辞泉」）

第 6 節 計画の策定体制

1 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、総合的な計画となるよう、障がい者、障がい者団体の代表者、関係機関・施設等の代表者、学識経験者などで構成する「国東市障がい者基本計画策定委員会」において計画案を審議し、その意見を踏まえ、策定しました。

2 アンケート調査の実施

本市の地域共生社会の実現にあたり、第 2 期計画の施策の実施状況や課題の抽出、重要視していくべき施策等を調査するため、平成 30 年 11 月に市内に居住する市民 800 名を対象にアンケート調査を実施し、第 3 期国東市障がい者基本計画策定の基礎資料としました。

第2章 障がい者を取り巻く状況

第1節 障がいのある人の状況

1. 障がいのある人の内訳

平成29年度における障害者手帳等保持者数の合計は、2,406人で、過去5年の傾向として微減となっています。

手帳種類別人数は、身体障害者手帳保持者数が1,964人、障がいのある人全体の81.6%を占めています。

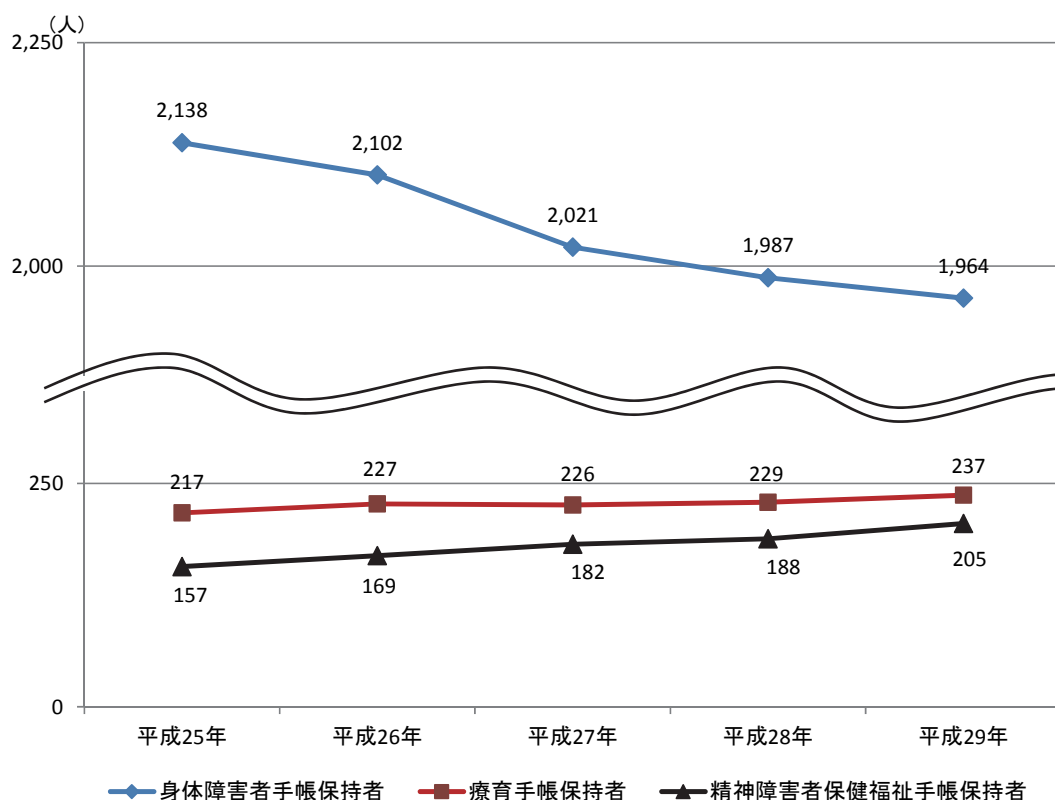
療育手帳保持者は、237人で全体の9.9%を占めています。精神障害者保健福祉手帳保持者数は205人で全体の8.5%を占めています。

平成25年度からの推移をみると、身体障害者手帳保持者数は減少していますが、療育手帳保持者数、精神障害者保健福祉手帳保持者数は増加しています。

図2-1 障害者手帳等保持者数の内訳

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者手帳保持者	2,138	2,102	2,021	1,987	1,964
療育手帳保持者	217	227	226	229	237
精神障害者保健福祉手帳保持者	157	169	182	188	205
合 計	2,512	2,498	2,429	2,404	2,406



2. 身体障がいのある人の内訳

身体障害者手帳保持者は、平成 29 年度では 1,964 人となっており、等級別に見ると、最も多いのは、1 級の 545 人で、全体の 27.7%を占めています。次に多いのが 4 級の 483 人で、全体の 24.6%を占めています。

障がい種類別にみると、最も多いのは、平成 29 年度においては、「肢体不自由」の 1,058 人で、全体の 53.9%を占めています。

障がいのある人全体の平成 26 年度からの推移をみると、全ての等級で減少傾向にあります。

一方、障がい種類別では、「視覚障害」、「聴覚・平衡機能障害」、「内部障害」は、平成 28 年まで減少傾向にありましたが、平成 29 年に再び増加に転じています。

図 2－2 等級別障害者手帳等保持者数の内訳

(単位：人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 級	564	559	531	528	545
2 級	255	245	227	222	217
3 級	443	435	422	412	396
4 級	527	520	509	502	483
5 級	164	157	153	147	145
6 級	185	186	179	176	178
合 計	2,138	2,102	2,021	1,987	1,964

図 2－3 障がい種類別障害者手帳等保持者数の内訳

(単位：人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
視覚障害	128	126	115	105	109
聴覚・平衡機能障害	250	239	232	228	237
音声・言語機能障害	19	19	19	19	19
肢体不自由	1,176	1,154	1,114	1,100	1,058
内部障害	565	564	541	535	541
合 計	2,138	2,102	2,021	1,987	1,964

3. 知的障がいのある人の内訳

療育手帳保持者数は、平成25年度からの推移をみると、緩やかに増加傾向にあります。「療育B」の増加率が若干高くなっています。

図2-4 療育手帳数の内訳

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療育A	65	62	62	61	63
療育B	152	165	164	168	174
合 計	217	227	226	229	237

4. 精神障がいのある人の内訳

精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移をみると、増加傾向にあり、平成29年度は205人となっています。

等級別にみると、2級が最も多く、147人で、全体の71.7%を占めています。

図2-5 精神障害者保健福祉手帳数の内訳

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	8	8	10	12	10
2級	120	129	134	131	147
3級	29	32	38	45	48
合 計	157	169	182	188	205

5. 特別支援教育等の状況

平成 30 年度において本市の特別支援学校に通学する児童、生徒は、小学部 6 人、中学部 3 人です。また、特別支援学級に在籍する児童、生徒は、小学部 24 人、中学部 13 人となっています。

図 2－6 平成 30 年度 国東市 特別支援教育の状況

	特別支援学級		特別支援学校	
	小学校	中学校	小学部	中学部
平成 30 年度	24 人	13 人	6 人	3 人
平成 29 年度	27 人	15 人	7 人	2 人
平成 28 年度	22 人	11 人	7 人	3 人
平成 27 年度	17 人	9 人	6 人	3 人
平成 26 年度	17 人	12 人	6 人	2 人

資料 国東市教育委員会調べ

注) H26、H27 の中学生について把握しきれていない人数があります。

6. 障がい者の雇用の状況

平成 29 年度の別府公共職業安定所管内の障がい者の職業紹介件数は、620 件で、267 件が就職に結びついています。就職率は、年々上昇しており、平成 29 年度は 43.1%となっています。

図 2－7 別府公共職業安定所管内の障がい者の雇用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
紹介件数 (a)	729	589	620
就労件数 (b)	241	243	267
就職率 (b/a)	33.1%	41.3%	43.1%

資料 別府公共職業安定所調べ

第2節 障がいに関する市民アンケート調査結果

1 調査概要

①調査の目的

一般市民、障がい者及び同居家族を対象に、障がい者等を取り巻く環境について、課題や市民の意見を把握し、障がい者計画の基礎資料とすることを目的としています。

②調査対象

市内に居住する20歳以上の国東市民800人（住民票から無作為抽出）
（国見地域、国東地域、武蔵地域、安岐地域から各200人）

③調査の方法及び期間

方法： 郵送配布・郵送回収

期間： 発送日 平成30年11月 1日

締切日 平成30年11月22日

④アンケートの回収状況

発送数 800

有効回収数 388

有効回収率 48.5%

⑤集計・分析にあたっての注意点

表及びグラフの「N=」とあるのはパーセントを計算する時の母数となるサンプル数（回答者数）を示します。パーセントは少数第二位を四捨五入して、少数第一位までの表示としているため、その合計が必ずしも100.0%にならない場合もあります。複数回答では、その合計は100.0%を超えます。

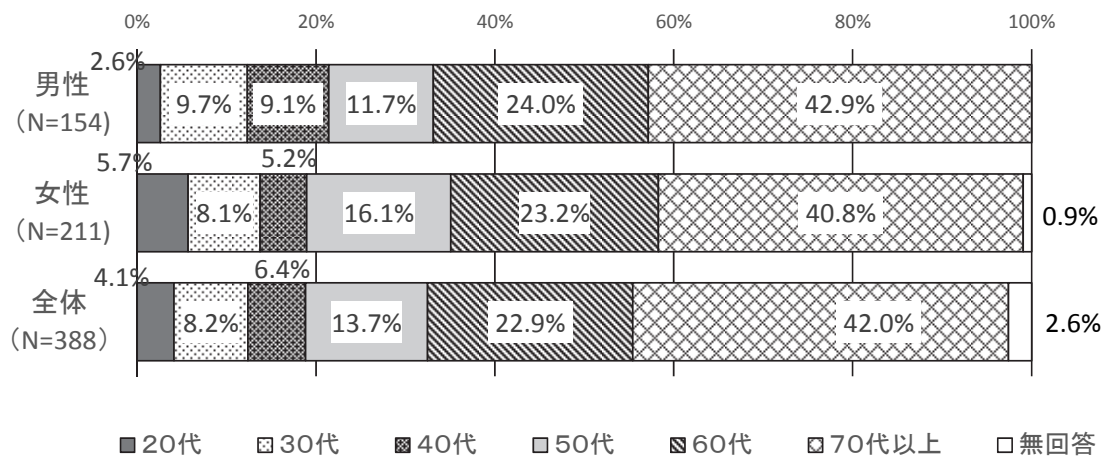
2 回答者の属性

有効回答のあった 388 人の属性は、以下の通りです。

①年齢

	男性	女性	全体
20 代	4 2.6%	12 5.7%	16 4.1%
30 代	15 9.7%	17 8.1%	32 8.2%
40 代	14 9.1%	11 5.2%	25 6.4%
50 代	18 11.7%	34 16.1%	53 13.7%
60 代	37 24.0%	49 23.2%	89 22.9%
70 代以上	66 42.9%	86 40.8%	163 42.0%
無回答	0 0.0%	2 0.9%	10 2.6%
計	154 100.0%	211 100.0%	388 100.0%

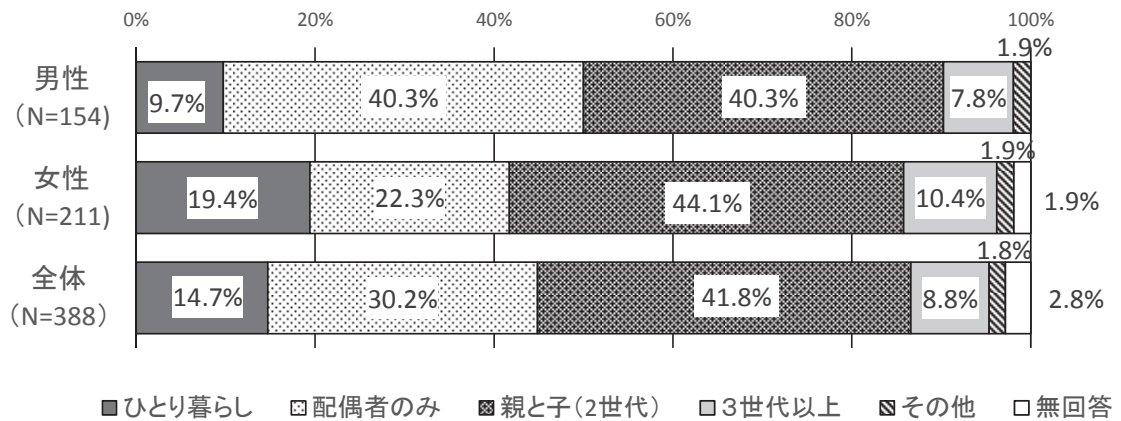
※全体（388 人）には、性別不明者 23 人が含まれます



②家族構成

	男性	女性	全体
ひとり暮らし	15 9.7%	41 19.4%	57 14.7%
配偶者のみ	62 40.3%	47 22.3%	117 30.2%
親と子（2世代）	62 40.3%	93 44.1%	162 41.8%
3世代以上	12 7.8%	22 10.4%	34 8.8%
その他	3 1.9%	4 1.9%	7 1.8%
無回答	0 0.0%	4 1.9%	11 2.8%
計	154 100.0%	211 100.0%	388 100.0%

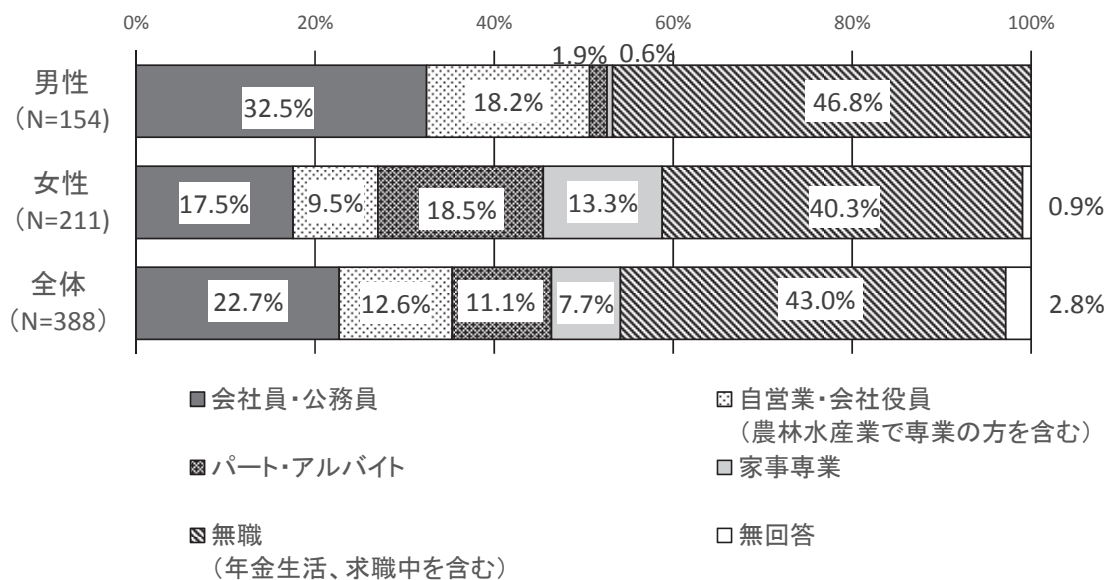
※全体（388人）には、性別不明者23人が含まれます



③職業

	男性	女性	全体
会社員・公務員	50 32.5%	37 17.5%	88 22.7%
自営業・会社役員（農林水産業 で専業の方を含む）	28 18.2%	20 9.5%	49 12.6%
パート・アルバイト	3 1.9%	39 18.5%	43 11.1%
家事専業	1 0.6%	28 13.3%	30 7.7%
学生	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
無職 （年金生活、求職中を含む）	72 46.8%	85 40.3%	167 43.0%
その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
無回答	0 0.0%	2 0.9%	11 2.8%
計	154 100.0%	211 100.0%	388 100.0%

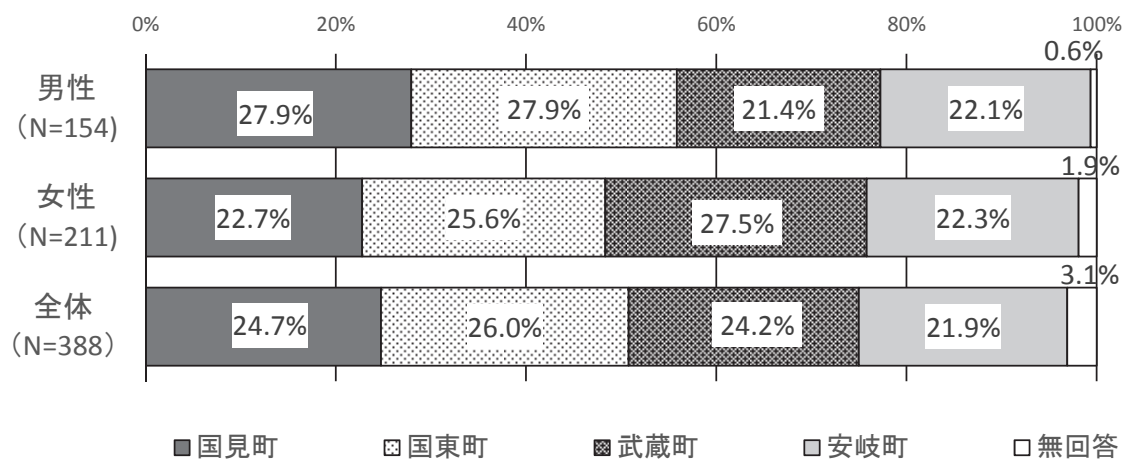
※全体（388人）には、性別不明者23人が含まれます



④ 地区

	男性	女性	全体
国見町	43 27.9%	48 22.7%	96 24.7%
国東町	43 27.9%	54 25.6%	101 26.0%
武蔵町	33 21.4%	58 27.5%	94 24.2%
安岐町	34 22.1%	47 22.3%	85 21.9%
無回答	1 0.6%	4 1.9%	12 3.1%
計	154 100.0%	211 100.0%	388 100.0%

※全体（388人）には、性別不明者23人が含まれます



3 アンケート結果と課題

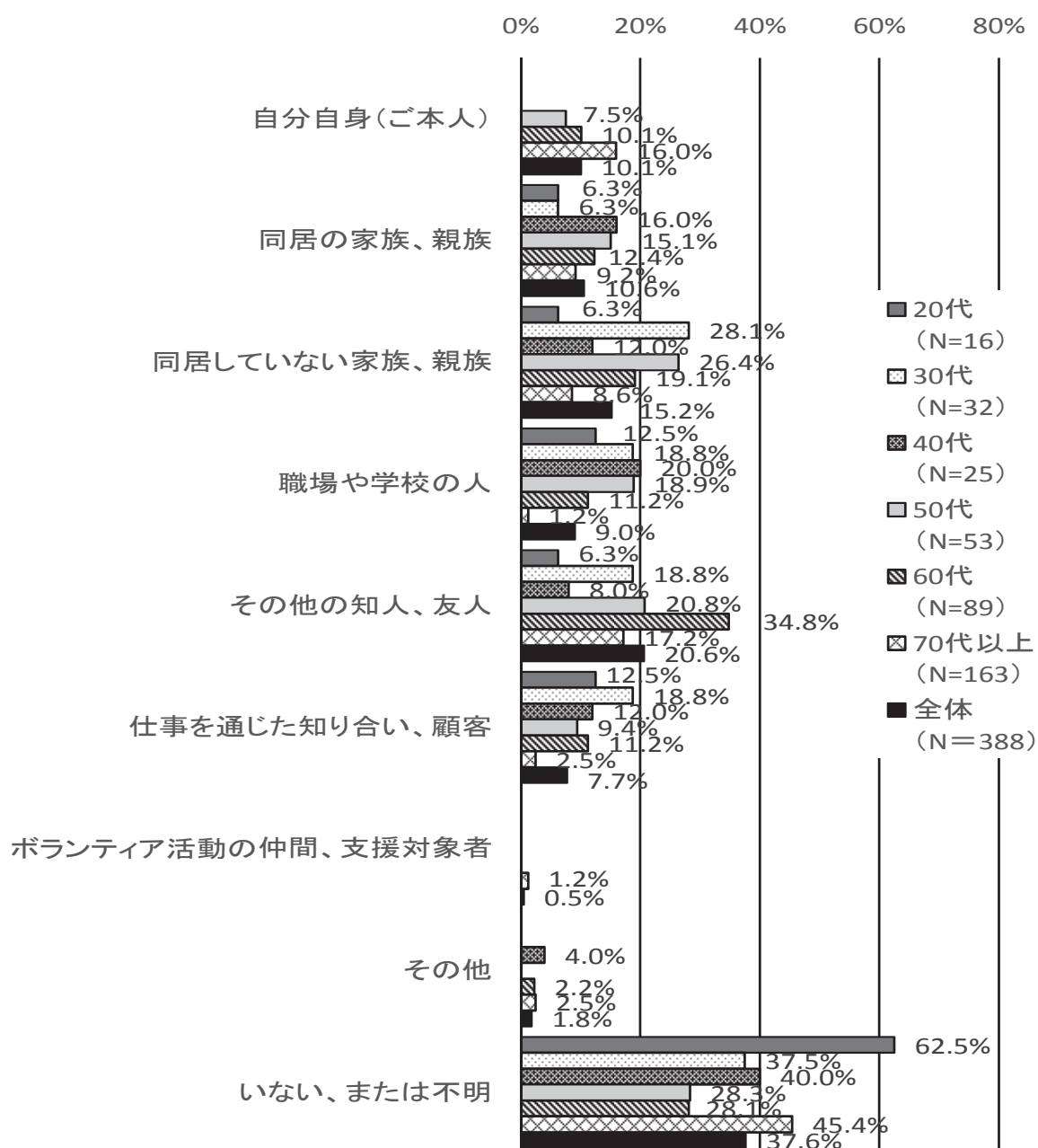
(1) 障がいや難病のある人に対する意識、関わり

①障がいや難病のある人との関わり（複数回答）

近くに障がいや難病のある方がいるか尋ねたところ、全体では「いない、または不明」が最も多く 37.6%、中でも20代の方は 62.5%で半数以上の方が接する機会がありません。

自分自身に障がいや難病が「ある」は、50代以上となっています。

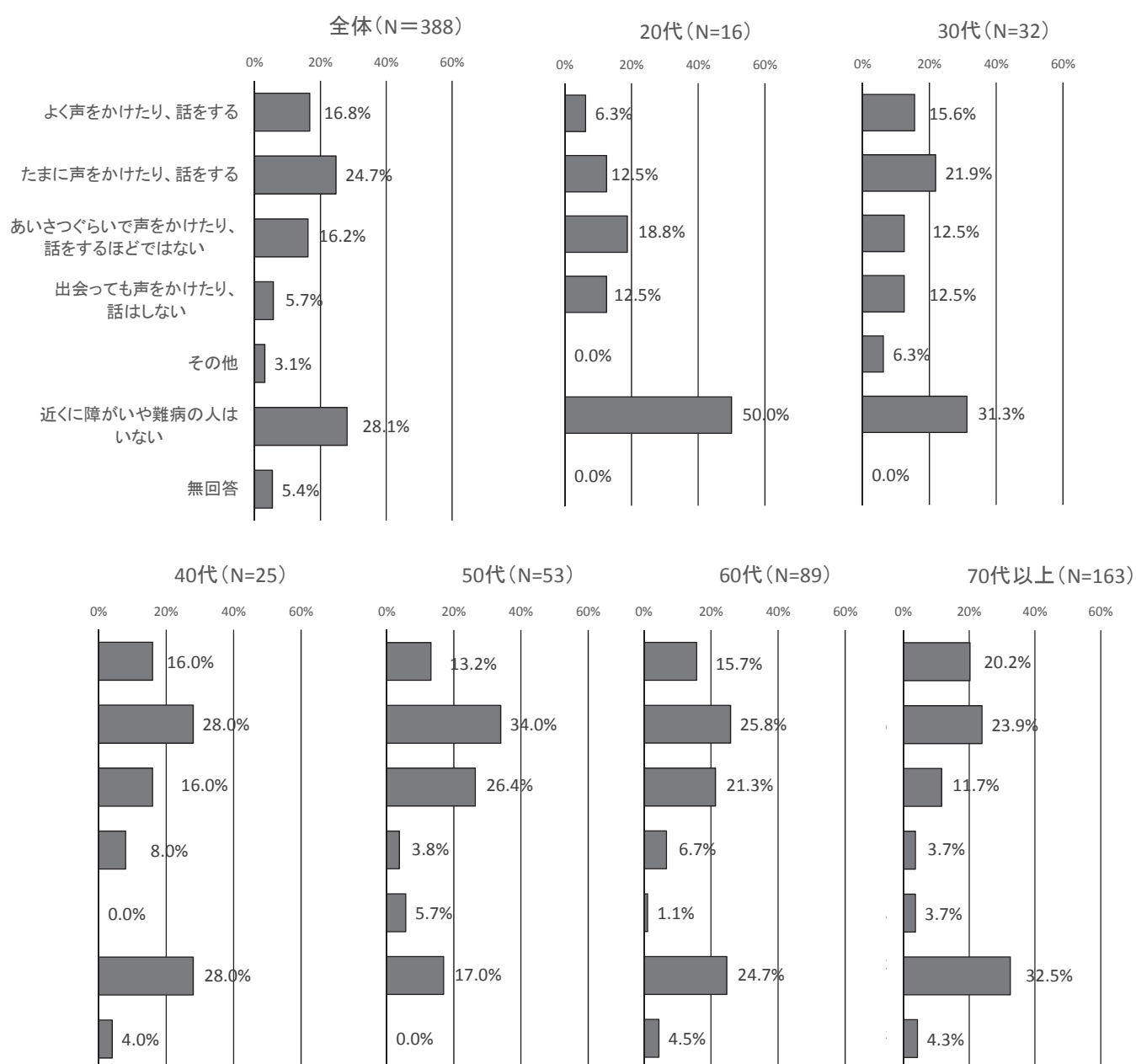
市民と障がい者との関わりについて、身近なものとして市民が捉えることができるような機会を作っていく必要があります。



② 障がいや難病のある人に声をかけたり、話しをする機会について（複数回答）

障がいや難病のある人に声をかけたり、話をする機会があるかと尋ねたところ、全体では「近くに障がいや難病の人はいない」が最も多く 28.1%となっています。次に「たまに声をかけたり、話をする」が 24.7%、3番目が「よく声をかけたり、話をする」（16.8%）となっています。

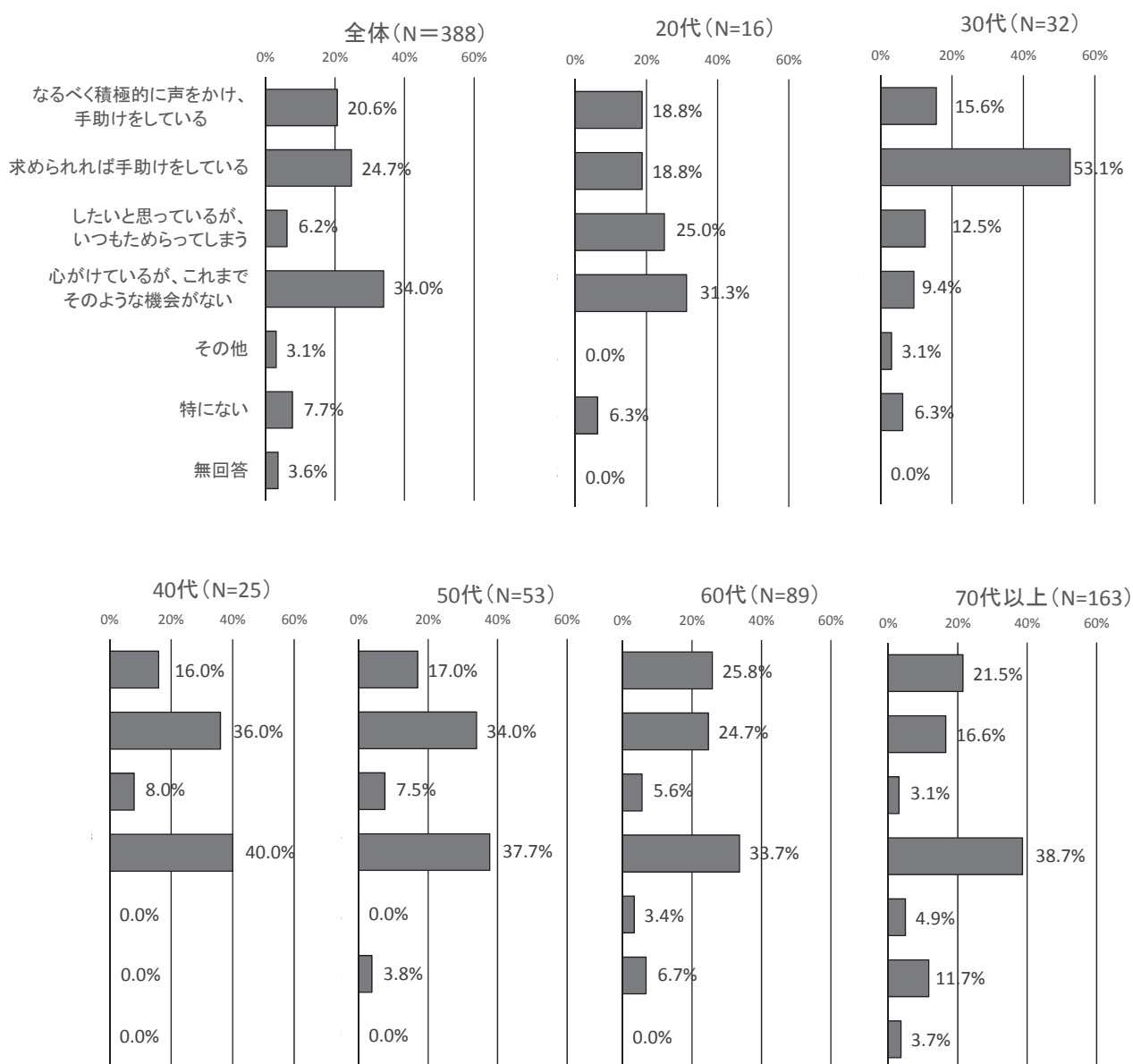
年代別にみても大きな違いが見られませんが、20代は「近くに障がいや難病の人がいない」が 50.0%で最も多く、「あいさつぐらいで声をかけたり、話をするほどではない」が 18.8%で次に多く、「たまに声をかけたり、話をする」と「出会っても声をかけたり、話さない」が 12.5%で同じ割合になっています。



③障がいや難病のある人が困った様子でいるときの手助けの有無（複数回答）

障がいや難病のある人が困った様子でいるときに手助けをしますかと尋ねたところ、全体では「心がけているが、これまでそのような機会がない」が34.0%で最も多く、次いで「求められれば手助けをしている」（24.7%）、「なるべく積極的に声をかけ、手助けをしている」（20.6%）となっています。

年代別にみると20代は「したいと思っているが、いつもためらってしまう」が25.0%で他の年代に比べると多く、30代は「求められれば手助けをしている」が53.1%で他の年代と比べてかなり高い割合となっています。

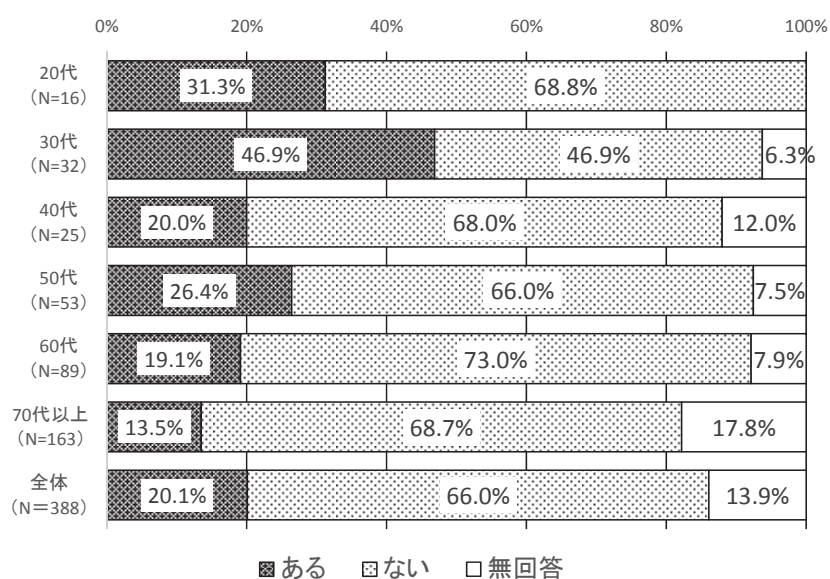


④ 地域や学校、職場などで障がいや難病のある人と関わって、気がついたことや、対応に戸惑ったことの経験の有無

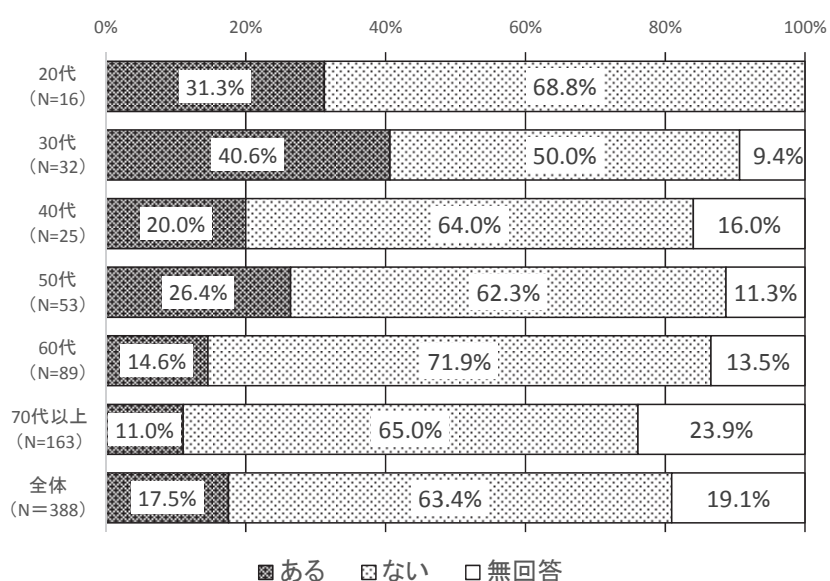
「気づかされた」ことについては、「ある」が全体で 20.1%であるが、30代は 46.9%と各年代の中で最も多くなっています。

「対応にとまどったこと」については、「ある」が全体で 17.5%となっています。最も多いのは、30代で、40.6%となっています。

【気づかされたこと】



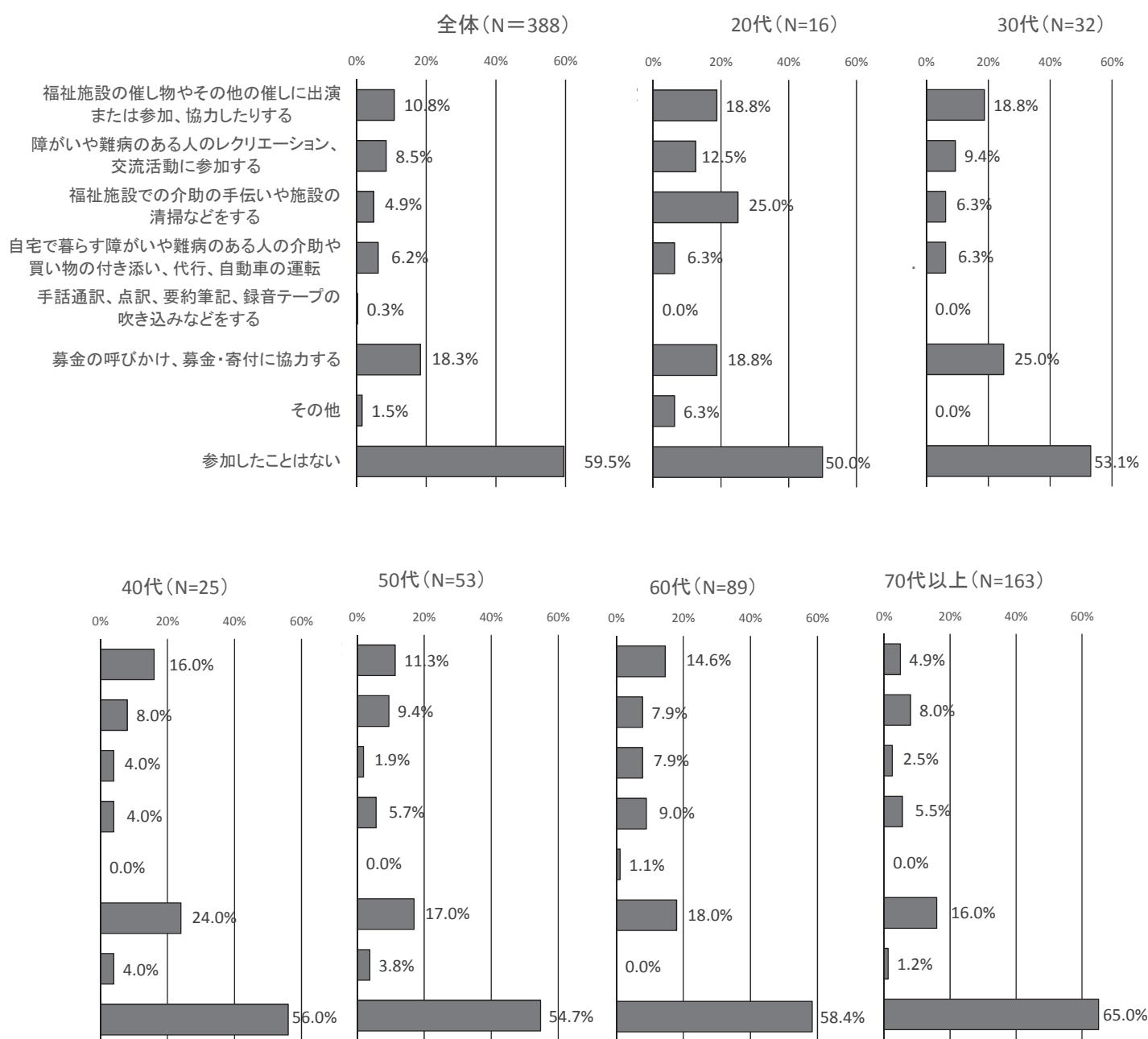
【対応にとまどったこと】



⑤ あなたはこれまで、障がいや難病のある人を支援する次のような活動に参加したことがありますか。（複数回答）

参加したことがある活動は、最も多かったのが「募金の呼びかけ、募金・寄付に協力する」の18.3%で、次いで「福祉施設の催し物やその他の催しに出演または参加、協力したりする」（10.8%）「障がいや難病のある人のレクリエーション、交流活動に参加する」（8.5%）となっています。

しかし、過半数の59.5%が「参加したことはない」と回答しています。障がいや難病のある人と市民が参加できる機会をさらに設けていく必要があります。

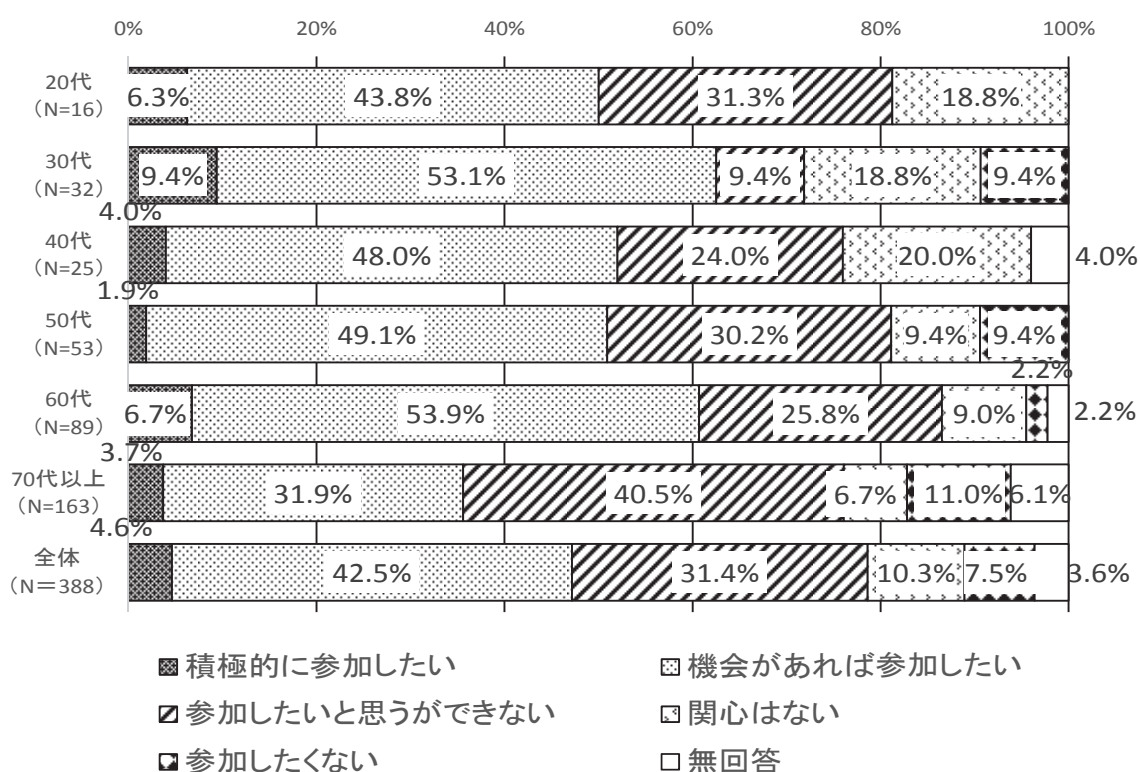


⑥ 障がいや難病のある方への支援や交流の活動への参加意向

障がいや難病のある方への支援や交流活動への参加意向について、「積極的に参加したい」が4.6%、「機会があれば参加したい」は42.5%、反対に「関心はない」は10.3%、「参加したくない」は7.5%となっています。

年代別にみると、「積極的に参加したい」が多かったのは30代（9.4%）で、少なかったのは50代（1.9%）となっています。

このような活動に積極的に参加したくなるような情報提供等についても、今後は進めていく必要があります。



（２）障がい者を取り巻く施策の状況について

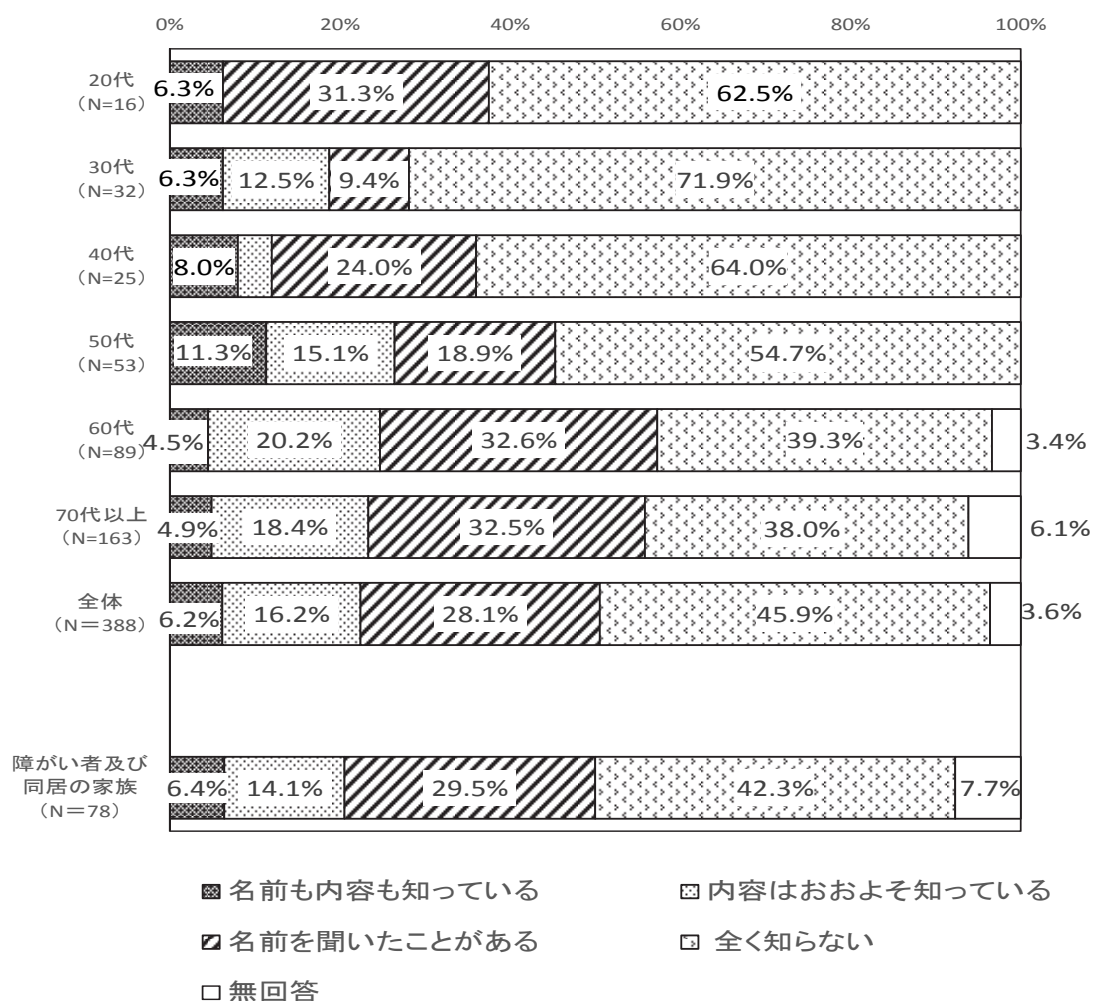
① 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の周知について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」については、「全く知らない」と回答の方が全体で 45.9%おり、最も多くなっています。

特に「全く知らない」と回答した方の割合が多いのは 30 代（71.9%）で、「名前も内容も知っている」が多いのは 50 代（11.3%）となっています。

障がい者及び同居の家族の方についても、同様に「全く知らない」が 42.3%おり、最も多くなっています。

多くの市民に「障害者差別解消法」について周知するように、今後、広報等について進めていく必要があります。



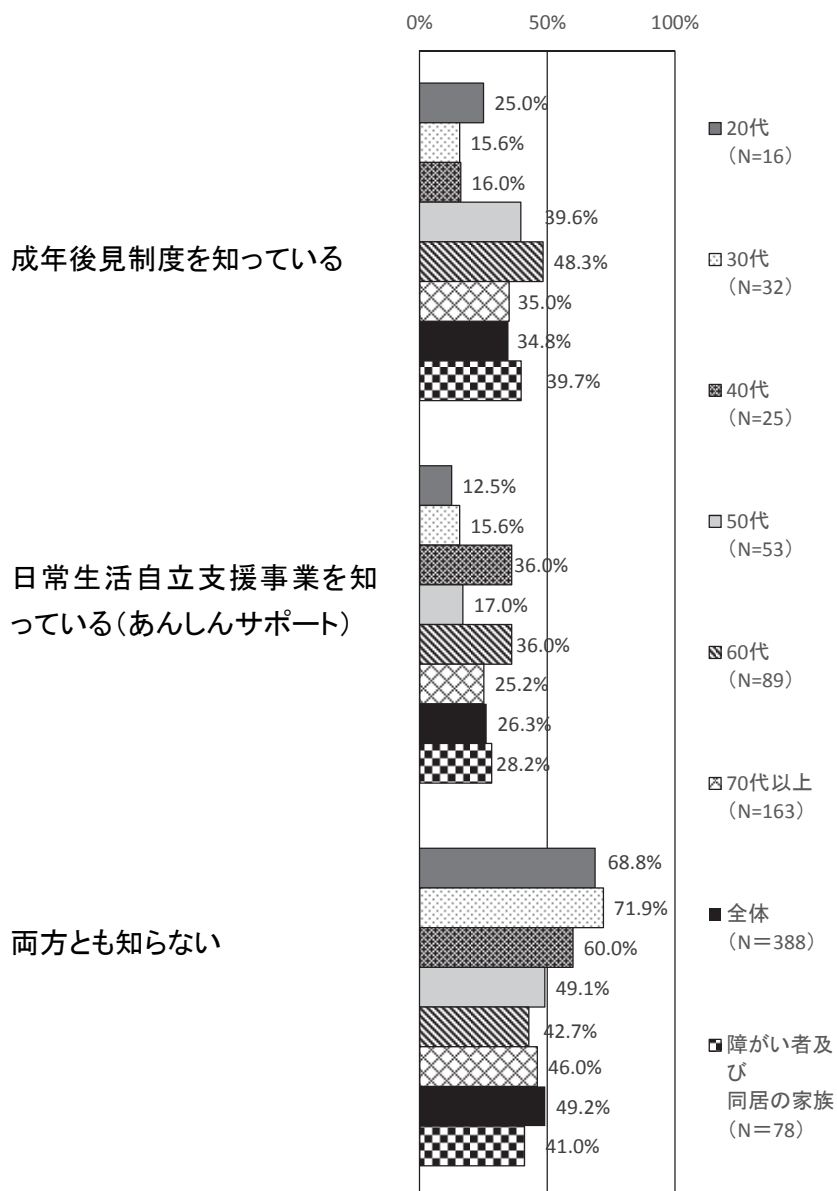
② 成年後見制度についての認知度について（複数回答）

本市では、障がいのある人の権利を守るため、必要な方に対し、成年後見制度の利用を呼びかけています。

「成年後見制度を知っている」は 34.8%、「日常生活自立支援事業を知っている」は 26.3%、「両方とも知らない」は 49.2%となっており、市民の半数が制度について認知されていない状況です。

年代別にみると、「成年後見制度を知っている」の割合が多いのは 60 代（48.3%）、「日常生活自立支援事業を知っている」の割合が多いのは 40 代と 60 代（36.0%）、「両方とも知らない」の割合が多かったのは 30 代（71.9%）となっており、障がいのある人と関わりが少ない若い世代の認知度が低いことがうかがえます。

障がい者及び同居の家族の方についても、「両方とも知らない」が 41.0%あり、半数弱の人が制度について認知していない状況です。

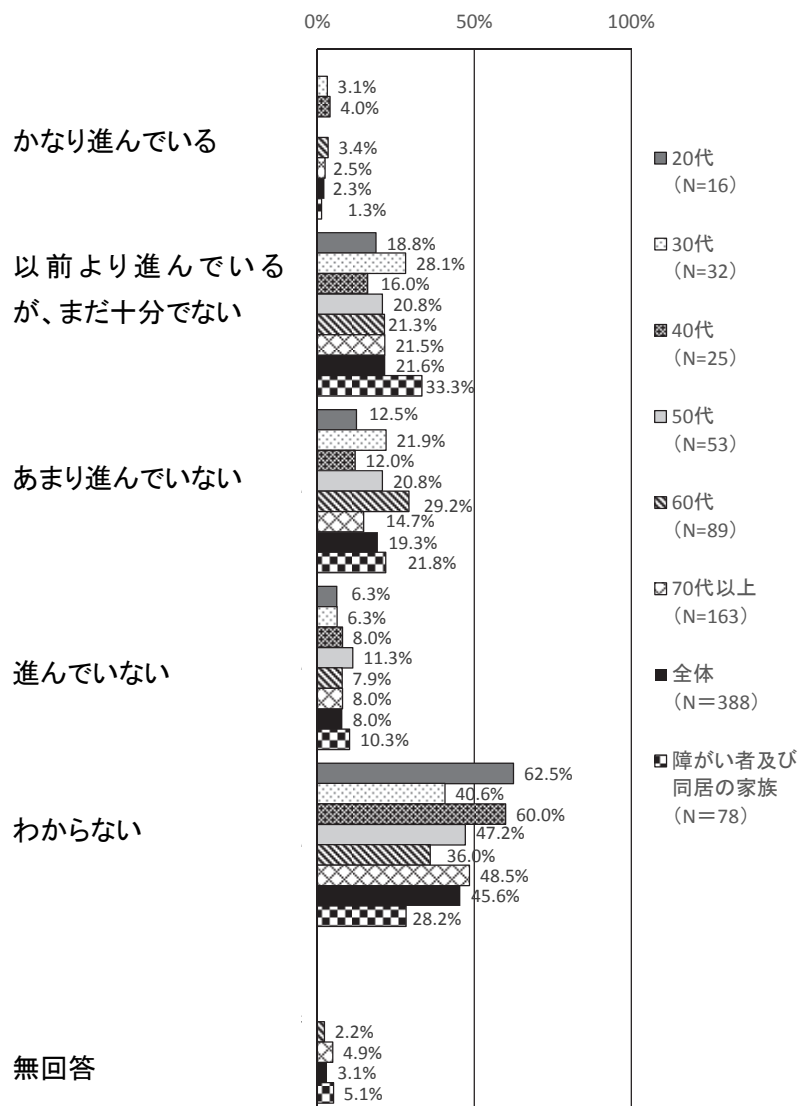


③ 「地域社会における共生（誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし、共に支え合うこと）」という言葉を目にすることが増えてきました。あなたの身近では、「地域における共生」がどの程度進んでいると思いますか。（複数回答）

「地域における共生」については、全体で「わからない」が45.6%で最も多く、次いで「以前より進んでいるが、まだ十分でない」（21.6%）、「あまり進んでいない」（19.3%）となっています。

障がい者及び同居の家族の方については、「以前より進んでいるが、まだ十分でない」（33.3%）が最も多く、次いで「わからない」（28.2%）、「あまり進んでいない」（21.8%）となっています。

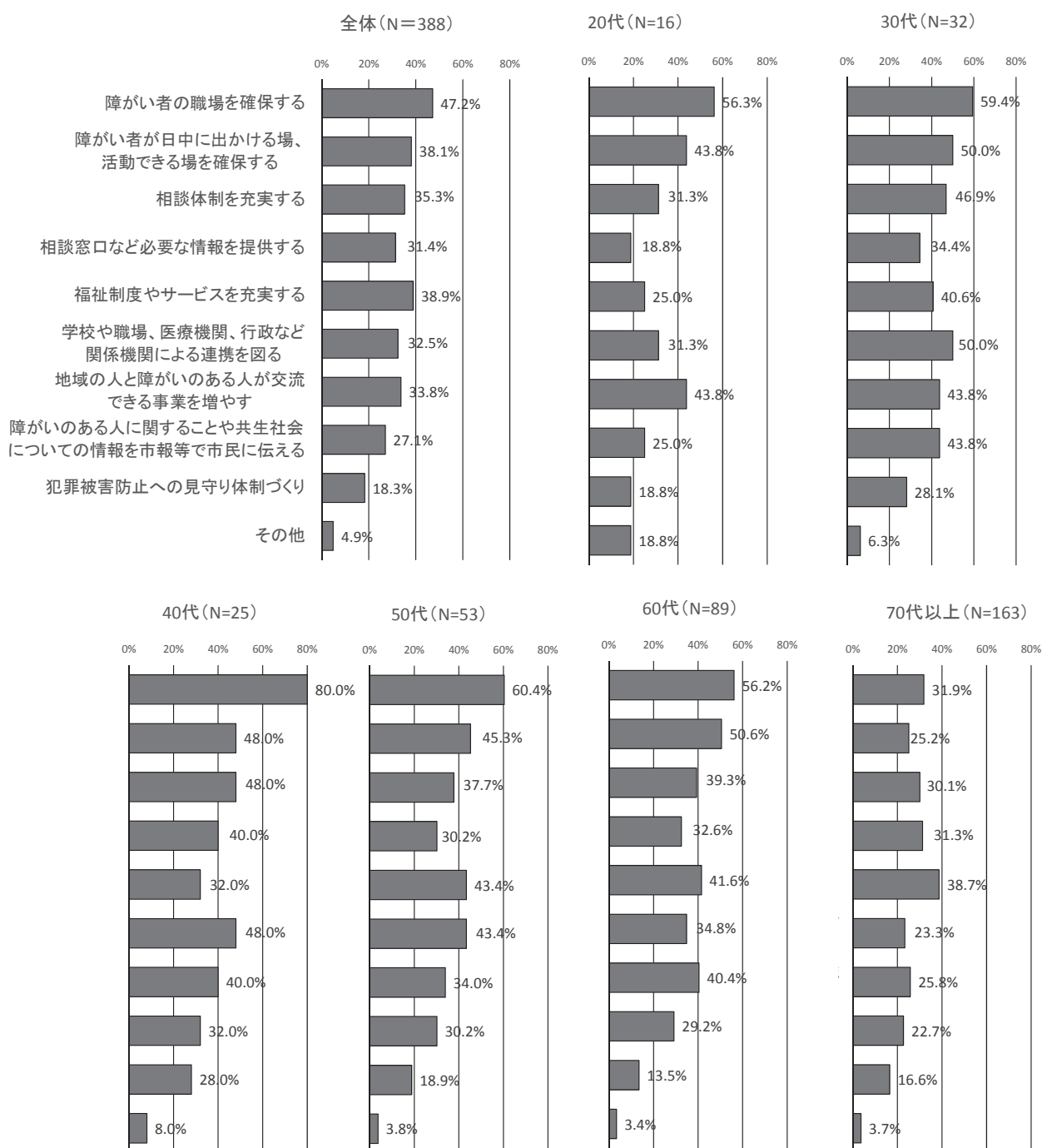
地域共生社会に対する考え方については、まだ十分に周知できていない状況です。今後は、障がいのある人と地域の関わる機会を増やし、地域共生社会の形成を進めていくための市民の理解を得ていく必要があります。



④ 誰もが暮らしやすいまちにしていくなために必要なこと（複数回答）

共生社会の形成のための福祉施策・福祉サービス等で今後必要だと思うことは、全体で「障がい者の職場を確保する」が47.2%で最も多くなっています。次いで「福祉制度やサービスを充実する」（38.9%）、「障がい者が日中に出かける場、活動できる場を確保する」（38.1%）の順となっています。

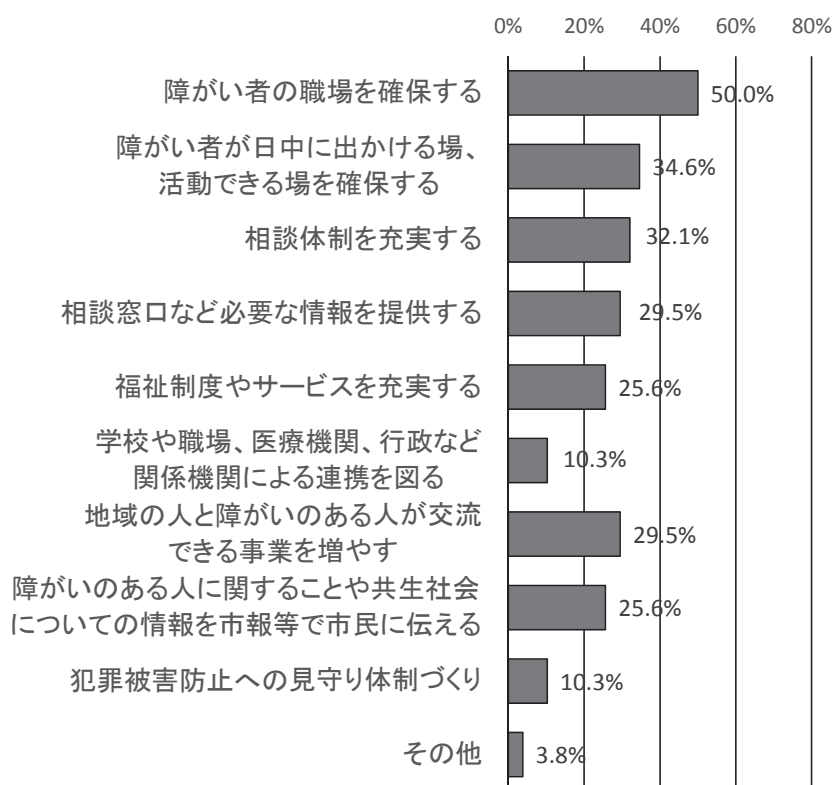
【A 共生社会の形成のための福祉施策・福祉サービス等】



障がい者及び同居の家族の方については、「障がい者の職場を確保する」が50.0%で最も多くなっています。次いで「障がい者が日中に出かける場、活動できる場を確保する」(34.6%)、「相談体制を充実する」(32.1%)の順となっています。

「障がい者の職場を確保する」は市民全体、障がい者及び同居家族の方とも最も多くなっており、本市として重要な課題であると思われます。また、「障がい者が日中に出かける場、活動できる場を確保する」「相談体制を充実する」は、障がい者及び同居家族の方が「職場を確保する」に次いで必要だと回答しています。これらについても重点的な施策のひとつとして進めていく必要があります。

障がい者及び同居の家族(N=78)

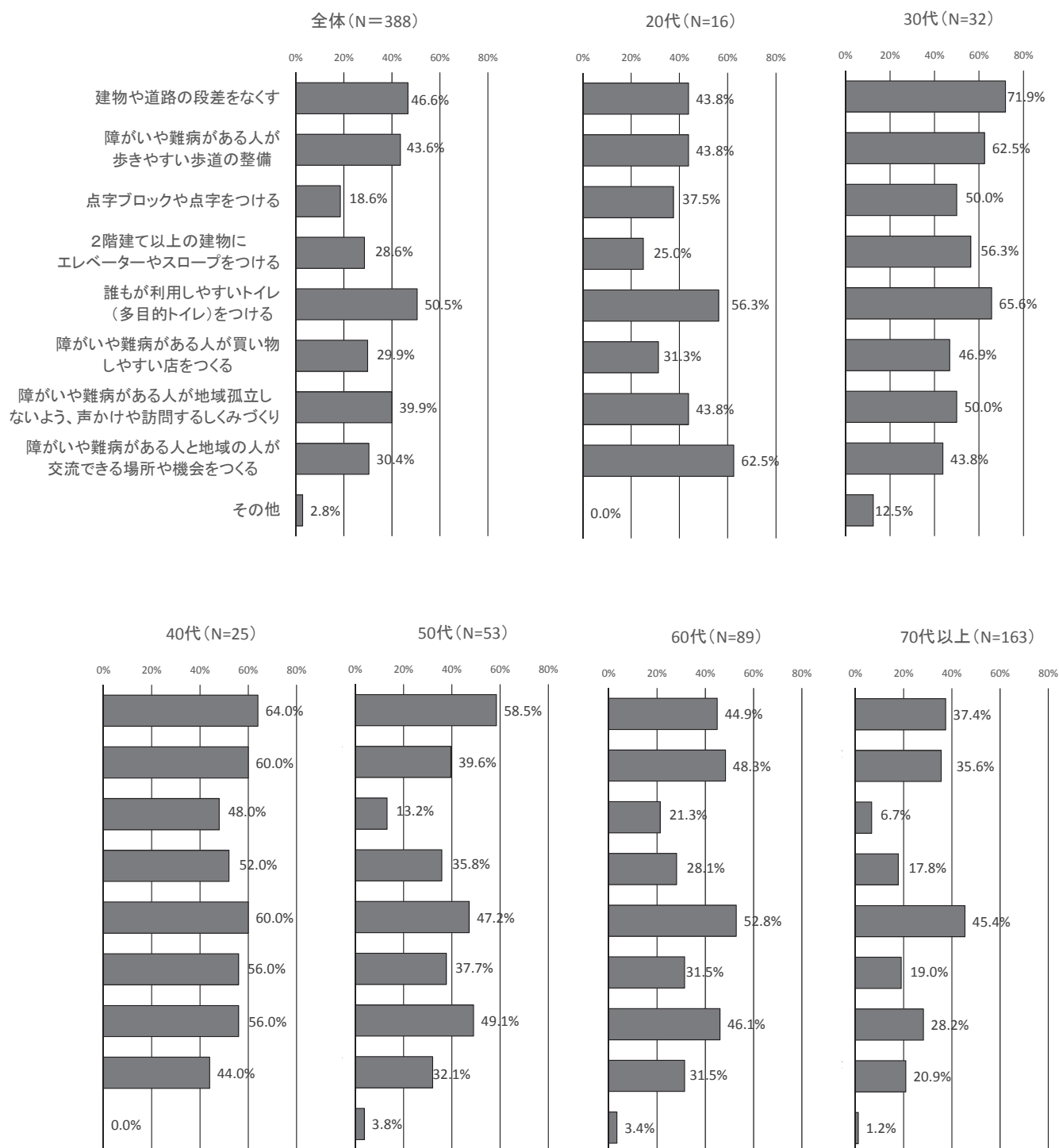


⑤ 共生社会のまちづくりの環境整備で必要だと思うこと（複数回答）

共生社会のまちづくり、環境整備で今後必要だと思うことは、全体で「誰もが利用しやすいトイレ（多目的トイレ）をつける」が50.5%で最も多くなっています。

次いで「建物や道路の段差をなくす」（46.6%）、「障がいや難病がある人が歩きやすい歩道の整備」（43.6%）の順となっています。

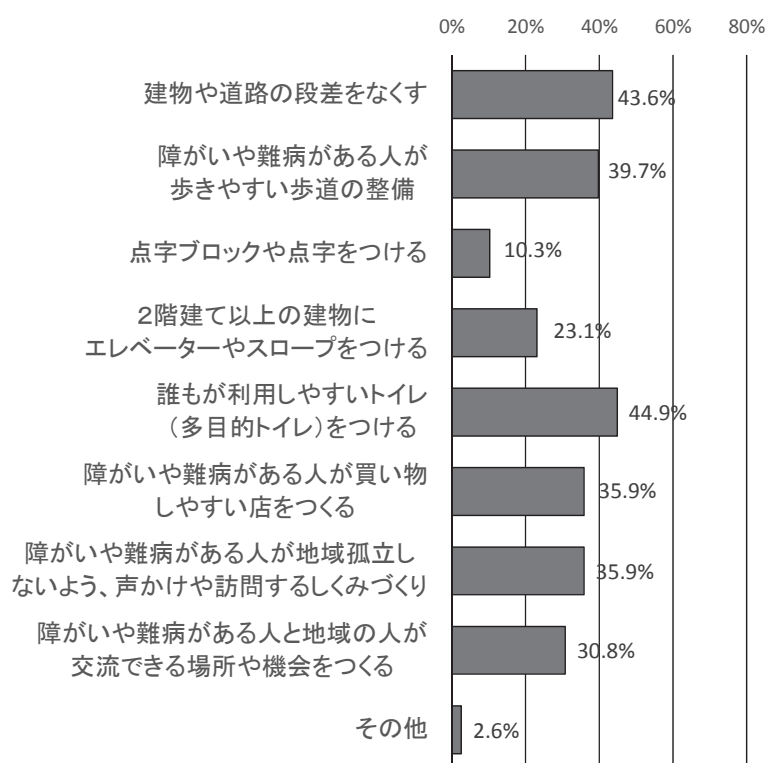
【B 共生社会のまちづくり、環境整備】



障がい者及び同居の家族の方については、「誰もが利用しやすいトイレ（多目的トイレ）をつける」が44.9%で最も多くなっています。次いで「建物や道路の段差をなくす」（43.6%）、「障がいや難病がある人が歩きやすい歩道の整備」（39.7%）の順となっています。

公共施設のバリアフリー※化、ユニバーサルデザイン※化については、どの項目についても高い割合を示しており、施策の推進を行っていく必要があります。また、声かけや交流できる場所や機会をつくる等も高い割合になっており、共生社会にふさわしいまちづくりに力を入れていく必要があります。

障がい者及び同居の家族(N=78)



※バリアフリーとは、障がいのある人や高齢者が生活していく際の障がいを取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備するという考え方のことをいう。

※ユニバーサルデザインとは、障がいのある人、高齢者など特定の人々に対して障がい（バリア）を取り除くということに限らず、可能な限りすべての人に対して使いやすくする考え方である。具体的には、どこの国の人にもわかるようにシンプルなイラストなどで表示された案内板や容器を触っただけでシャンプーかリンスか判断できる容器デザイン等があげられる。

(3) 防災対策について

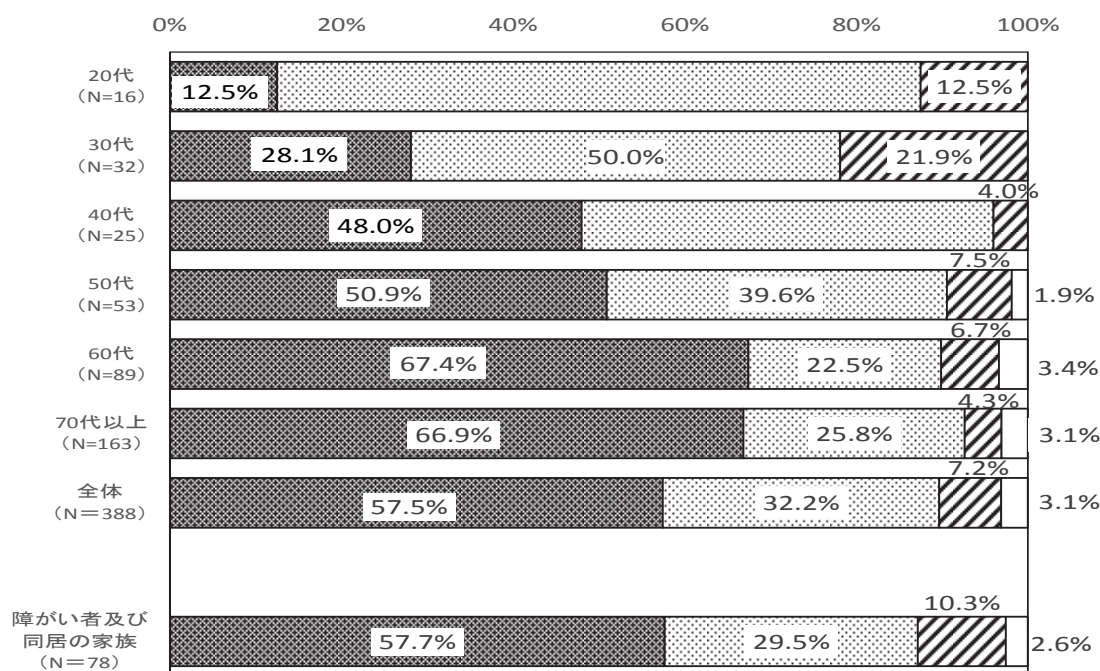
① 避難場所についての周知について

国東市では、災害時に避難する場所について、一次避難場所(風水害時に一旦避難する最寄りの場所、自主避難場所)、二次避難場所(市からの指示で避難する場所)、津波避難所を地域ごとに指定しています。

全体では、「指定緊急避難場所(一次避難所)、津波避難所、指定避難所(二次避難所)とも知っている」は57.5%、「おおよそ知っているが確かではない」は32.2%、「知らない」は7.2%となっています。

障がい者及び同居の家族の方では、「指定緊急避難場所(一次避難所)、津波避難所、指定避難所(二次避難所)とも知っている」は57.7%、「おおよそ知っているが確かではない」は29.5%、「知らない」は10.3%となっています。

年代別でみると、「指定緊急避難場所(一次避難所)、津波避難所、指定避難所(二次避難所)とも知っている」の回答は若い方ほど割合が少なくなっており、若い方に対する周知方法等についても、今後検討していく必要があります。



■ 指定緊急避難場所(一次避難所)、津波避難所、指定避難所(二次避難所)とも知っている

▨ おおよそ知っているが確かではない

■ 知らない

□ 無回答

② 「国東市避難行動要支援者登録制度」についての周知度

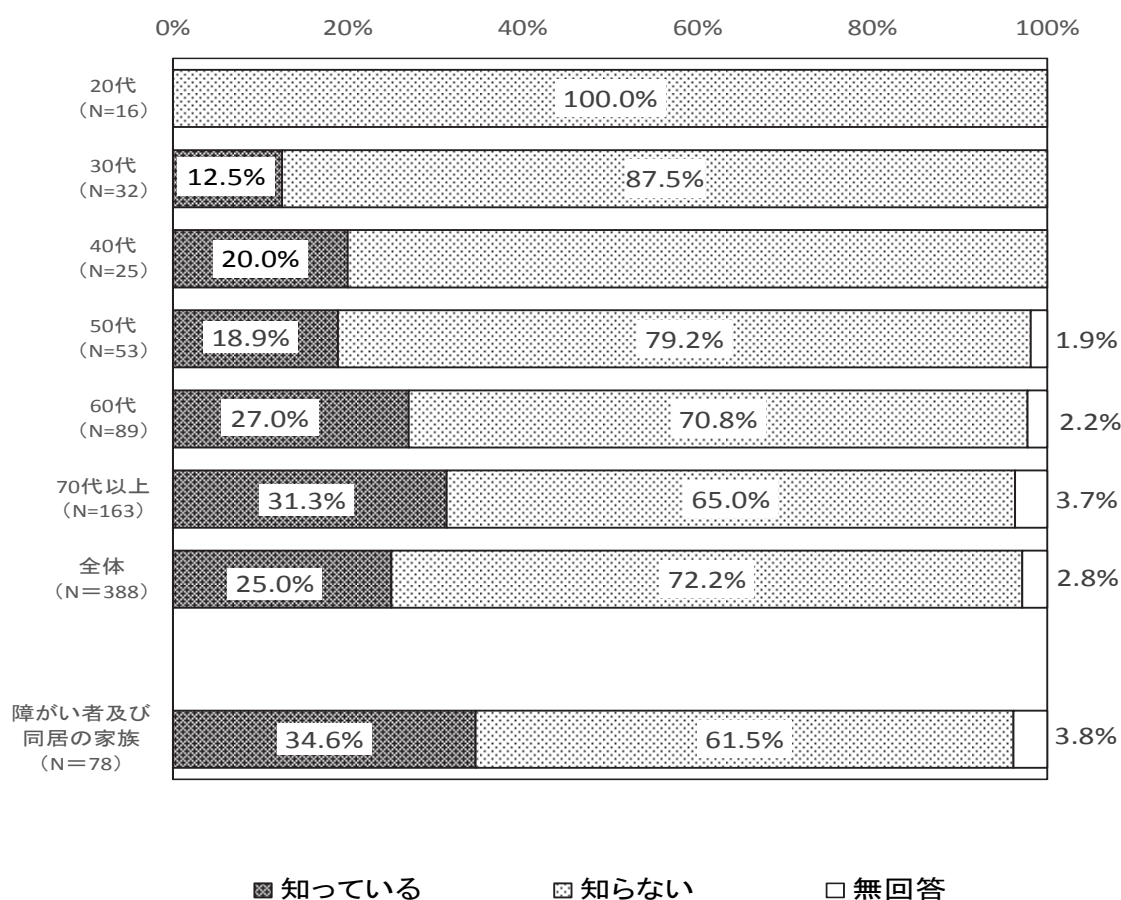
国東市では、災害時の避難に支援が必要な避難行動要支援者（高齢者、障がいのある人、在宅介護者等）が災害時に地域の方の協力で避難ができるよう、地域の協力者（支援者）を個別に事前に決めておく「国東市避難行動要支援者登録制度」を設けています。

全体で「国東市避難行動要支援者登録制度」については、「知っている」が25.0%、「知らない」が72.2%となっています。

障がい者及び同居の家族の方で「国東市避難行動要支援者登録制度」については、「知っている」が34.6%、「知らない」が61.5%となっています。

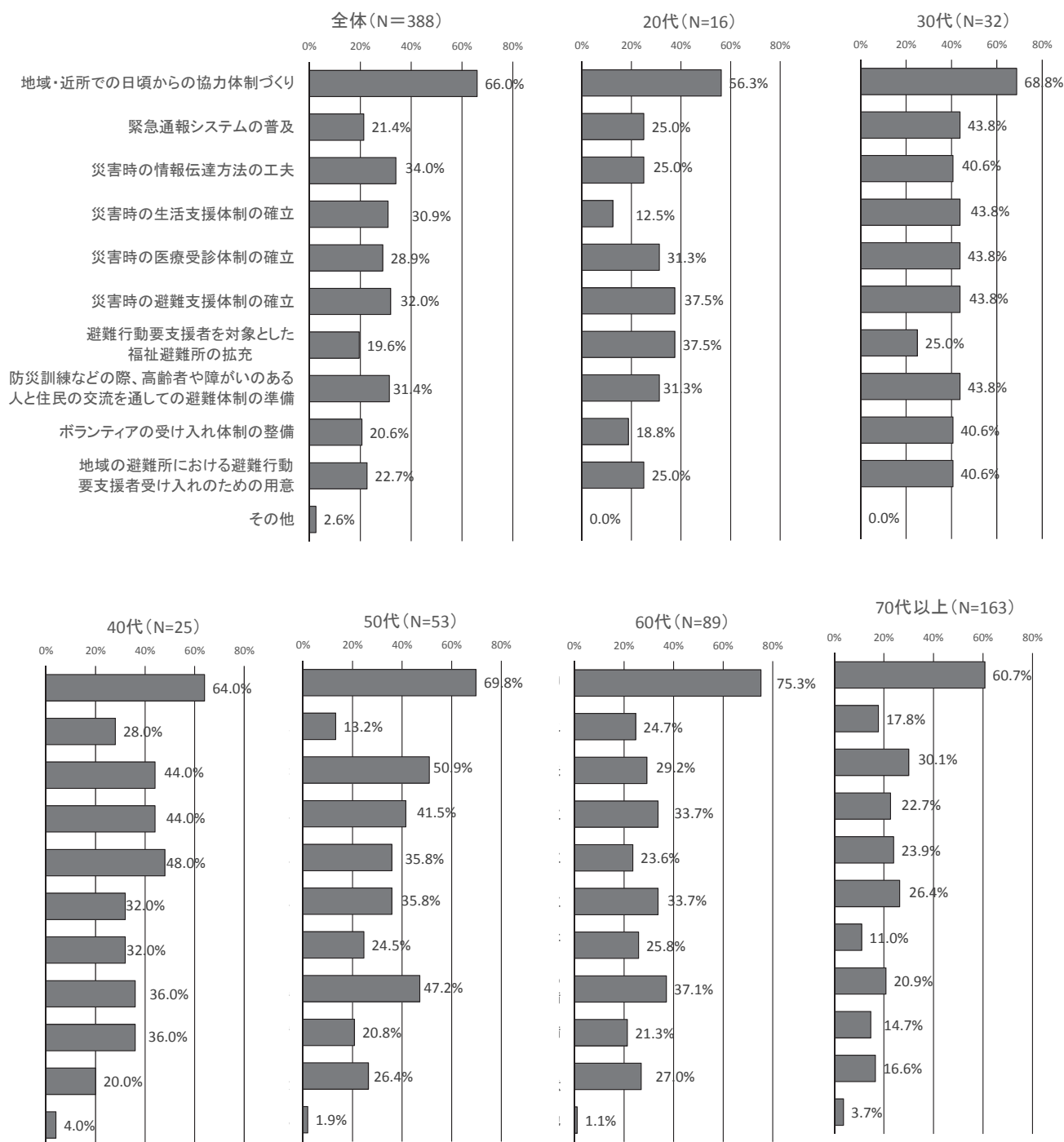
「知っている」と回答した割合が多いのは60代の27.0%で、20代は100%「知らない」と回答しています。

災害時に避難行動要支援者の避難支援が円滑に実施できるよう、地域で、日頃から登録制度の周知だけでなく、緊急時の支援方法や平常時の見守り方法についても、話し合う機会を設け、多くの人に周知しておく必要があります。



③ 避難行動要支援者対策について（複数回答）

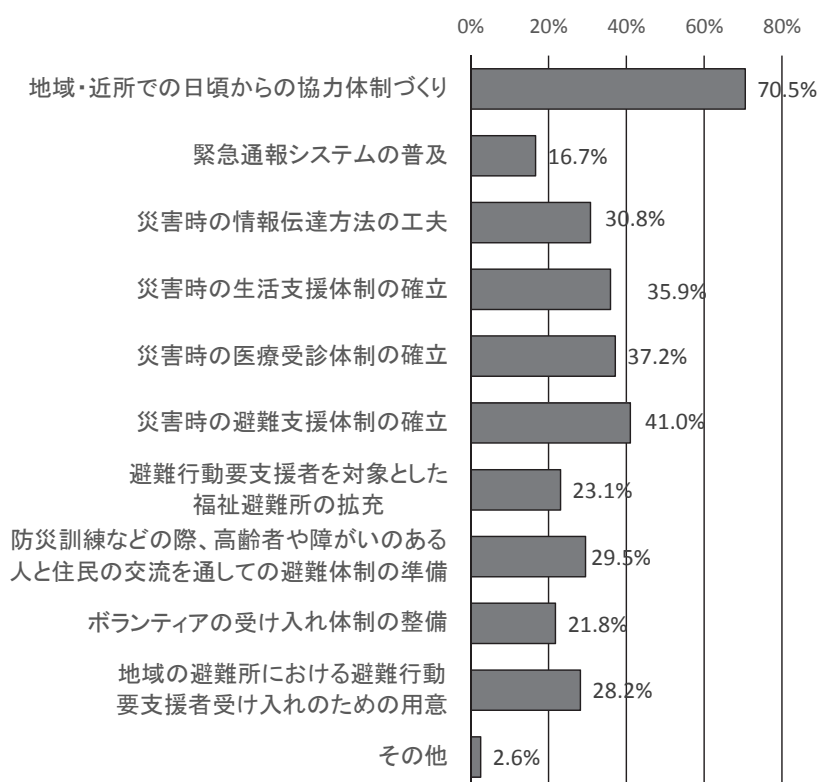
災害時に備え、高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者に対し取り組むべきことについては、「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」が66.0%で最も多くなっています。次いで「災害時の情報伝達方法の工夫」（34.0%）、「災害時の避難支援体制の確立」（32.0%）となっています。



障がい者及び同居の家族の方については、「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」が70.5%で最も多くなっています。次いで「災害時の避難支援体制の確立」(41.0%)、「災害時の医療受診体制の確立」(37.2%)となっています。

地域共生社会の形成は、災害時にも非常に有効であることの理解が進んでいます。地域共生社会の形成をさらに進めていくことが必要です。

障がい者及び同居の家族(N=78)



4 まとめと課題

① 障がいのある人等との関わりや交流について

近くに障がいや難病のある人がいるか尋ねた結果は、「いない、または不明」が最多で37.6%でした。反対に、62.4%の人は障がいや難病のある方が知合いにしていることになります。

しかし、支援する活動に参加したことがあるかを尋ねると、障がいのある人等を支援する活動をしたことがない人が59.5%と過半数を占めています。障がいのある人等との交流イベントは、現在でも行われていますが、参加する人の輪が広がっていない状況です。

今後は、幅広い市民の参加を促すことができるよう、広報等にも力を入れるとともに市民が参加しやすい機会のあり方の検討等も行っていくことが必要です。

② 障がいのある人の就労支援対策

今後、力を入れていくべき施策として、一般市民、障がい者及びその同居家族とも、「障がい者の職場を確保する」が最も多くなっています。

障がいのある人の雇用促進について、商工会をはじめ、産業界と連携しながら推進していく必要があります。

③ 成年後見制度の普及啓発について

成年後見制度について、一般市民の認知度は34.8%、障がい者及び同居の家族は39.7%となっており、過半数の人は、知らない状況です。

障がい者及び同居の家族についても「知っている」人よりも「知らない」と回答した人のほうが上回っており、今後、さらに普及啓発をしていく必要があります。

④ 防災対策について

避難所の周知については、一般市民、障がい者及び同居の家族とも過半数の人が「知っている」と回答していますが、まだ4割の方が「知らない」状況です。避難所の周知をさらに進めていく必要があります。

また、避難行動要支援者の登録制度について、障がい者及び同居の家族の方の34.6%が「知っている」と回答していますが、残りの6割以上の方が「知らない」状況です。周知及び登録を今後もさらに進めていくことが必要です。

また、「地域、近所での日頃からの協力体制づくり」について、一般市民、障がい者及び同居の家族とも、過半数の人が必要との回答を得ており、地域における共生社会づくりを進めていくことが必要です。

第3章 計画の基本目標

第1節 基本目標

第3期国東市障がい者基本計画では、第2期計画を引き継ぎながら、「共生する社会」をさらに進めるために、市民に障がいや難病のある人への理解や交流を進めていきます。

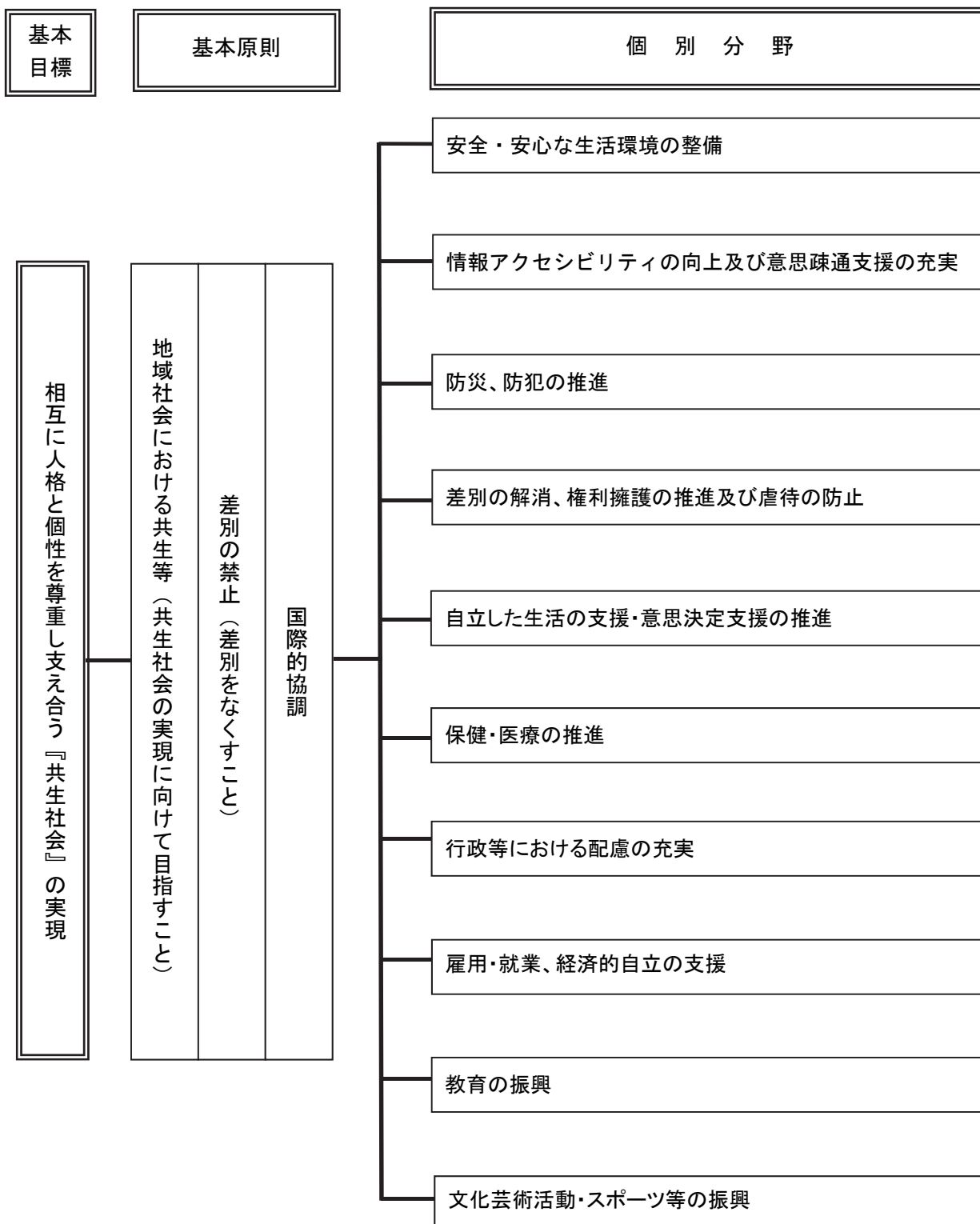
また、新たに、「障がい者への差別のない社会」の形成を進めていくこととし、基本理念を第2期計画に引き継ぎ、下記のとおり、定めます。

《基本目標》

相互に人格と個性を尊重し支え合う『共生社会』の実現

第2節 施策体系

本計画は、第2期計画に引き続き、障がいのある人に関する行政施策等を10分野に区分しました。共生社会の実現をさらに進めるため、それぞれの分野における施策の体系は以下のとおりです。



第4章 施策の展開

第1節 安全・安心な生活環境の整備

【基本的考え方】

障がい者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障がい者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

【現状と課題】

住み慣れた地域で、障がいのある人の社会的自立や社会参加を促進するためには、外出手段の確保、道路や公共施設での段差の解消などバリアフリー化を進めることが重要です。

障がいのある人の自立した外出行動範囲を広げるため、公共交通機関を障がいのある人が利用しやすいようにしていくとともに、段差の解消などのバリアフリー化による外出しやすい環境づくりが課題となっています。

本市では、民間の路線バスの運行のない地域での補完の交通機関として、民間路線バスと同様の定時定路線の乗合バスを交通事業者への委託により、コミュニティバス・コミュニティタクシーを運行しています。

【施策の方向】

施 策	施策の内容	これまでの取り組み等	担当	今後の方向
住宅の確保	① 在宅の重度身体障がいのある人等が住宅を改修・改造する費用の一部を助成し、在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ります。	・住宅改修、改造の事業実施を通じ改修費等の助成を行ってきました。	福祉課	継続
		・介護保険制度による住宅改修を行ってきました。	高齢者支援課	
移動しやすい環境の整備等	① 既存の公共施設については建替時に、新しく建築される公共施設は、ハートビル法及び大分県福祉のまちづくり条例の基準に適合した、バリアフリー施設として整備します。	・既存の公共施設については建替時に、新しく建築される公共施設は、ハートビル法及び大分県福祉のまちづくり条例の基準に適合した、バリアフリー施設として検討してきました。	建設課 政策企画課	継続

移動しやすい環境の整備等	② 路線バスの運行のない地域において、交通手段を持たない人、移動の支援を求める人の分布を定期的に把握し、需要に応じた路線の設定を行います。	・コミュニティバス（16路線）、コミュニティタクシー（6路線）の運行を継続しています。また、市民からの要望により経路の変更を行ってきました。今後も路線バスの運行のない地域において、コミュニティバス・コミュニティタクシーの運行を継続します。また、交通手段を持たない人や移動の支援を要する地域の把握に努め、効果的・効率的な運行形態の検討を行います。	政策企画課	継続
アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進	① 障がいのある人にも利用しやすい駐車場・駐輪場の確保などに努め、行動しやすい移動手段の確保・充実に努めます。	・公共機関駐車場には障がい者スペースを設け、大分あったか・はーとの利用証交付受付を行っています。	福祉課	継続
	② 文化芸術活動、スポーツ活動で利用する各施設において、障がいのある人に十分に配慮し、障がいのある人が参加しやすい施設環境づくりに努めます。	・文化芸術活動、スポーツ活動で利用する各施設では段差解消などのバリアフリー化ができています。	社会教育課	
	③ 今後、建替をする公営住宅においては、建替時にバリアフリー仕様としての供給を進めます。	・今後、建替をする公営住宅においては、建替時にバリアフリー仕様としての供給を進めます。	建設課	
	④ 障がい者による緊急通報システムの確立	・国東市内の火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障がい者が、スマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システムを確立する。 ・現保有の緊急通報用FAXの電話番号を聴覚・言語機能障がい者に対し周知を行います。	消防署	新規

第2節 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【基本的考え方】

障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障がい者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取り組みを通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。あわせて、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取り組みを通じて意思疎通支援の充実を図ります。

【現状と課題】

障がい福祉の制度や福祉サービス等は様々なものがありますが、まだまだ制度の周知は、十分ではありません。国東市障がい福祉計画と連携し、障がいや難病のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、市報や市の SNS や、ホームページ等、身近な媒体を活用し、情報提供の充実を図っていく必要があります。

【施策の方向】

施 策	施策の内容	これまでの取り組み等	担当	今後の方向
情報通信における情報アクセシビリティの向上	① ITの活用により、障がいのある人の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援します。	・ITにより個々の能力を引き出す取り組みはできていません。今後も具体的取り組みが困難なため中断します。	福祉課	中断
	② 情報格差が生じないように障がい特性に対応した情報提供の充実を図ります。	・手話通訳者等の派遣により情報提供を行えるよう努めてきました。	福祉課	継続
情報提供の充実等	① 障がいのある人が必要な時に必要な情報を手に入れることができるよう、ホームページなどのバリアフリー化を促進します。	・JIS X 8341-3 の適合レベルに適合するように H26、H30 とホームページをリニューアルしました。	広報室	継続
意思疎通支援の充実	① コミュニケーション支援を必要とする聴覚障がいのある人が、手話通訳者及び要約筆記奉仕員を利用しやすい体制づくりに努めます。	・手話通訳者の配置を月 2 回、本庁、安岐総合支所で行っています。また、手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を行っています。	福祉課	継続

第3節 防災、防犯の推進

【基本的考え方】

障がい者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取り組みを推進します。また、障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを推進します。

【現状と課題】

障がいのある人が災害時に適切な対処をするためには、障がいのない人以上に普段から防災に対する備えをしておかなければなりません。

本市では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年に国東市地域防災計画を抜本的に見直すとともに、昨今の災害対策基本法の改正については、障がい者を含む避難行動要支援者の避難支援施策や高齢者や障がい者等、避難に支援が必要な人に対する情報である「避難準備・高齢者避難支援」の設立等についても、市民に周知を呼びかけています。

しかしながら、アンケート調査結果では、避難場所や避難行動要支援者登録制度に対する認知度は低く、災害時の避難行動の確立についても課題を残しています。

【施策の方向】

施策	施策の内容	これまでの取り組み等	担当	今後の方向
防災対策の推進	① 各地域において防災リーダーとなる防災士を育成し、災害時要援護者支援を含めて地域における防災体制の整備を図ります。	・要配慮者・避難行動要支援者支援を含めて地域における防災体制の整備を図るため、防災士の育成及び研修会を行っています。	総務課	継続
	② 福祉避難所に必要な資材の確保や避難訓練の実施に向けて協議し、指定した福祉避難所への避難が困難な地域の洗い出し等について検討します。	・福祉避難所の見直しと受け入れ可能人数の確認を行いました。また、市内16箇所の福祉避難所に災害物資の配備をしています。	福祉課	

施 策	施策の内容	これまでの取り組み等	担当	今後の方向
防犯対策の推進	③ 関係団体と連携しながら安全・安心なまちづくりを推進するなかで高齢者、子ども等に障がいのある人も含めた社会的弱者の安全・安心の確保について取り組みます。	・警察・防犯協会と連携し、全市民を対象に各種啓発チラシの配布や防災行政無線による放送を行っています。障がいのある方等社会的弱者へ活動が行き届くよう努めます。	総務課	継続
消費者トラブルの防止及び被害からの救済	① 高齢者及び障がい者を悪質商法等から守るため、消費生活センターを中心に、民生委員やヘルパー等とのネットワークづくりを検討します。	・民生委員や老人クラブなどに対し出前講座を実施しています。ネットワークについては未整備です。	活力創生課	継続
防災対策の推進	① 民生委員も地域の災害時要援護者を把握できないため制度の周知方法を見直します。 ② 災害時要援護者となる人の同意をとりながら、プライバシーに配慮した情報提供の仕方について検討します。	・自立支援協議会などを通して災害時の避難行動等について学習をしてきました。 ・具体的な避難計画については、今後引き続き検討していきます。 ・高齢者についても障がい者と同様に災害時には要援護となる方が多いため一緒に施策を考えていきます。	福祉課(主) 総務課 高齢者支援課	継続

福祉避難所の指定状況（平成 30 年 3 月 1 日現在）

福祉避難所名	所在地	浸水域	該当小学校区	受入可能人数
姫見苑	国東市国見町伊美 3855	非浸水	伊美小学校	2
くにみ苑	国東市国見町伊美 2300 番地 2	非浸水	熊毛小学校	6
鈴鳴荘	国東市安岐町下山口 58 番地	非浸水	安岐中央小学校	20
むさし苑	国東市武蔵町糸原 2368 番地 1	非浸水	武蔵東小学校	30
松寿園	国東市国東町富来浦 2368 番地 1	非浸水	富来小学校	10
鈴鳴荘朝来サポートセンター	国東市安岐町朝来 144 番地	非浸水	安岐中央小学校	10
くにさきの郷	国東市国東町浜崎 2757 番地	非浸水	富来小学校	7
ショートステイはるかぜ	国東市国見町大熊毛 182 番地	浸水	熊毛小学校	1
小規模多機能型 カトレア	国東市国見町伊美 2409 番地 1	非浸水	伊美小学校	4
ウェルハウスしらさぎ	国東市安岐町瀬戸田 1035 番地 9	非浸水	安岐中央小学校	10
メディケア亀寿苑	国東市国東町田深 665-4	浸水	国東小学校	15
大樹	国東市国見町伊美 2617 番地 2	浸水	伊美小学校	10
秀溪園	国東市武蔵町手野 1065-2	非浸水	武蔵西小学校	5
三角ベース	国東市安岐町下山口 63-2	非浸水	安岐中央小学校	9
輝くピアホーム	国東市国東町田深 1450	非浸水	国東小学校	2
地域活動支援センターぼけっと	国東市武蔵町古市 1096 番地 1	浸水	武蔵東小学校	15

第4節 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【基本的考え方】

社会のあらゆる場面において障がい者を理由とする差別の解消を進めるため、地方公共団体、障がい者団体等の様々な主体の取り組みとの連携を図りつつ、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、事業者や国民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取り組みを含め、障がい者差別の解消に向けた取り組みを幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性ある施行を図ります。

また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談体制の充実等に取り組むことにより、障がい者の権利擁護を着実に推進します。

【現状と課題】

国においては、「障害者差別解消法」が平成28年4月から施行されました。

本市では、平成23年度から、「心の病氣」を抱える人が地域で安心して暮らしていけるよう、精神障がいに偏見を持たずに受け入れてくれる地域づくりを目指して、「障がい」及び「障がい者」への理解を深めるための取り組みとして「精神障がい者国東フォーラム」を開催しています。しかし、地域住民等の参加はまだまだ少ないのが実情です。

アンケート調査によると、近くに障がいや難病の方は「いない、または不明」が多く、同様に、声を掛けたり、話をする機会についての回答も「近くに障がいや難病の人はいない」が多く、若い世代ではより顕著です。障がいのある人と一般市民との交流の機会を作っていく、障がいのある人等と市民の間の「心のバリアフリー」の推進が重要です。

また、障がいのある人の権利を擁護する制度として、成年後見制度がありますが、この制度の認知度は低く、利用者も少ないのが現状で、周知・徹底を図る必要があります。

さらに、社会福祉協議会では、障がいのある人や認知症高齢者などで判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用に関する相談や情報提供、日常生活に必要な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業を行っています。本事業も障がいのある人の権利を擁護する重要なものですが、成年後見制度と同様、認知度は低く、市民アンケートでは、「知っている」は、26.3%に留まっています。(23P参照)

「障害者虐待防止法」は、平成24年10月1日に施行され、本市福祉課内に「国東市障害者虐待防止センター」を設置し、障がいのある人への虐待に関する相談、通報を受け付け、関係機関と連携して、虐待防止に取り組んでいます。

【施策の方向】

施 策	施策の内容	これまでの取り組み等	担当	今後の方向
権利擁護の推進、虐待の防止	① 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、居宅及び施設・事業所等における虐待防止の取り組みを強化します。	・ 障がい者虐待防止について啓発し、情報受付窓口として、「国東市障害者虐待防止センター」を設置して対応しています。	福祉課	継続
	② 虐待に関する相談・通報の受付窓口となる「国東市障害者虐待防止センター」の周知と虐待防止に関する啓発活動の強化に努めます。			
	③ 障がいなどで判断能力が十分でない人に対して、後見人等を定めて、後見人等がその人に代わって財産の適切な管理を行ったり、介護・医療といった必要なサービスを受けることについて意思決定したりするなどの支援を行う成年後見制度を周知します。	・ 成年後見制度について、周知等があまりできていませんでした。今後は広域型の成年後見センター立ち上げもあり、その中で啓発をしていきます。 ・ 成年後見の市長申立ての相談や申立てに至った事例も、平成 29 年度から徐々に増加してきました。 ・ 本人や親族申立て相談も増えてきており、申立てをする時の書類の作成支援なども地域包括支援センターで行っています。	高齢者支援課（主） 福祉課（主） 社会福祉協議会（主）	継続
障がいを理由とする差別の解消の推進	① 「障がい者週間」（12 月 3 日～9 日）、「障がい者の日」（12 月 9 日）、「人権週間」（12 月 4 日～10 日）の期間中、武蔵町、安岐町等において、「人権フェスティバル」を開催し、障がいや障がいのある人への正しい理解を深めるための啓発活動を展開します。	・ 武蔵町・安岐町で「人権週間」の期間に合わせて「人権フェスティバル」を開催しました。武蔵町人権フェスティバルではこれまで、障がい者施設の方の作品展示や、施設職員による施設や事業の紹介を行っています。	人権同和対策課	継続
		・ 国民文化祭、障害者芸術祭においても知的障がい者施設が舞台の映画上映とその施設長を招いてのトークライブを行い、障がいとはなにかについて啓発を行いました。	社会教育課	

障がいを理由とする差別の解消の推進	② あらゆる差別や偏見の撤廃をめざして、国・県をはじめ市内外の各組織・団体と連携を図り、人権尊重のまちづくりを推進します。	・県内、市内の人権教育啓発の各組織での活動を通じて市内外で連携を図りながら、共生社会実現のため、障害者差別解消法その他差別解消法の周知・啓発を行い、人権尊重のまちづくりを推進しました。 ・障害者差別解消法の施行や障害者雇用促進法の改正に伴い、精神障がいについての正しい理解と啓発のため障がい者の人権に関する啓発を市職員や民間の組織に実施しました。	人権同和対策課	継続
	③ 市報や人権学習会、精神障がい者国東フォーラム等を通じて、精神障がいについての正しい理解と啓発を行います。 ④ 障がい者の創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進の充実強化をしている地域活動支援センターを支援します。	・精神障がい者国東フォーラムを継続して精神障がいへの理解・啓発をしています。 ・障がい者の創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進をしている地域活動支援センター事業を実施してきました。	社会教育課（人権学習会） 福祉課	
	⑤ 隣保館主催の事業を開催し、交流活動を支援します。	・高校生ボランティアにより、障がい者施設主催のイベントへの参加を行うなど、交流活動に努めました。	隣保館(主) 社会教育課	
	⑥ 障がい者と地域住民との交流を通し障がい者理解の促進を目的に実施している YOU&あいサンフェスタ等の事業をとおして、交流を通じた相互理解を促進します。 ⑦ 障がい児に対する正しい理解を促進するため、広報・啓発活動等を推進します。	・障がいに対する理解、啓発のためYOU&あいサンフェスタの開催を継続してきました。 ・障がい児に特化した啓発は実施していませんでした。今後は障がいへの理解、啓発に含めて障がい児への理解を促進する啓発活動を継続します。	福祉課	

第5節 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【基本的考え方】

障がい者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障がい者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

1 意思決定支援の推進

【現状と課題】

本市では、障がいのある人で判断能力が不十分な人に対して、成年後見制度利用支援事業や日常生活自立支援事業（あんしんサポート）を実施していますが、「成年後見制度を知っている」は、34.8%、「日常生活自立支援事業を知っている」は26.3%と半数以下に留まっています。（23P 参照）

日常生活自立支援事業をより多くの人に知ってもらうための広報活動等もさらに進めていき、利用促進を図る必要があります。

【施策の方向】

日常生活や社会生活等において障がい者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、必要な対応を実施できるようにするとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進を進めます。

施 策	施策の内容	これまでの取り組み等	担当	今後の方向
意思決定支援の推進	① 社会福祉協議会では障がいのある人で判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用に関する相談や情報提供、日常生活に必要な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業の活用を促進します。	・ 民生委員、事業所、各種団体に対して情報を提供することにより、年々相談者、利用者数とも増加しています。特に地域包括支援センターや事業所のからの相談が多く今後さらに増加する見込みです。	社会福祉協議会	継続

2 相談支援体制の構築

【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、本市では、第5期国東市障がい福祉計画及び第1期国東市障がい児福祉計画に基づき、相談支援体制の充実及び強化を進めています。今後も、相談支援体制の機能の充実を図り、利用しやすい体制づくりを進めていく必要があります。

【施策の方向】

具体的な施策は、第5期国東市障がい福祉計画に基づき、進めて行きます。

施 策	施策の内容	これまでの取り組み等	担当	今後の方向
相談支援体制の構築	① サービス従事者に各種講習会や研修会等への参加を呼びかけ、資質の向上に向けた取り組みを推進します。	・県が主催する研修会等の情報があれば参加を呼び掛けています。	福祉課	継続
	② 県や市の主催する研修会や勉強会への参加を働きかけるなど、今後も研修会や事例検討を通して相談支援員の資質の向上を図ります。	・自立支援協議会等で会議・研修会を開催し、相談員等の職員の資質向上を図ってきました。		
	③ 障がい児や保護者に対する相談機能の充実・強化を図ります。	・発達障がい児相談支援事業を通じて相談の充実を図ってきました。		
	④ 相談支援事業所や各種相談支援機関及び専門機関との連携を強化し、幅広い相談に対応できるよう相談支援体制の充実に努めます。	・幼稚園、保育園等を定期訪問し、気になる児童の情報共有、保護者・教育機関等への声かけ・情報提供を通じて支援を行ってきました。また、平成29年度より放課後児童クラブも対象としました。	福祉課（主） 学校教育課	
	⑤ 障がい者相談員による身近な相談支援の充実に努めます。	・全体会、定例会や毎月の部会を行い自立支援協議会の機能強化に努めています。	福祉課	
	⑥ 国東市障がい者地域自立支援協議会の機能強化に努めます。	・今後も市報など市のメディアを使った周知を行っていきます。		
	⑦ 市報やケーブルテレビ、市のホームページを活用して 障がいのある人が必要とときに、いつでも相談できるよう相談窓口についての情報の周知を図ります。			

3 地域移行支援、在宅サービス等の充実

【現状と課題】

第5期国東市障がい福祉計画及び第1期国東市障がい児福祉計画に基づき、障がい福祉サービスの提供体制の計画的な整備、サービスの利用促進を進めています。

また、障がいのある人が適切にサービスを選択できるよう、市報やパンフレット、ホームページ等で定期的に情報を提供するとともに、障がいの特性に応じた質の高いサービス提供を行うことができるよう研修会を年に数回開催し、障がい福祉サービス従事者の資質向上に努めています。

【施策の方向】

具体的な施策は、第5期国東市障がい福祉計画に基づき、進めて行きます。

施 策	施策の内容	これまでの取り組み等	担当	今後の方向
地域移行支援、在宅サービス等の充実	① 障がい福祉計画に基づき、利用者本位のサービスが利用できるようサービス提供体制の計画的な整備、サービスの利用促進を進めます。 ② 障がいのある人の自立支援や介護する家族の負担軽減を図り、居宅介護サービスが身近な地域で適切に利用できるよう、訪問系サービス提供体制の整備や利用促進対策を進めます。 ③ 身近な地域で多様なニーズに対応できるよう、日中活動系サービスの充実に努めます。 ④ 施設や病院から地域生活へ移行できるよう、事業者と連携していきます。 ⑤ グループホームを利用し、自立した生活が送れるよう支援します。	・障がい福祉計画により各サービスの見込量等を勘案し、計画的にサービスの充実に努めています。 ・介護者手当、特別障害者手当等により本人及び介護者の負担軽減を図り、居宅介護等のサービス提供を進めています。 ・生活介護等のサービス提供により日中活動系サービスの充実に努めています。 ・地域移行支援等を行い地域生活に移行できるよう連携をしています。 ・必要に応じて、グループホームの利用を支援しています。	福祉課	継続

地域移行 支援、在 宅サービ ス等の充 実	⑥ 施設入所支援については、 適切な施設運営や個別支援 計画に基づいて、利用者の 立場に立った適切な支援が 行われるよう指導します。	・ 個別のニーズに合った施設 入所の支援を行い、指導を行 ってきました。	福祉課	継続
-----------------------------------	--	--	-----	----

4 障がいのある子どもに対する支援の充実

【現状と課題】

障がい児やその家族を含めたすべての子どもや子育て家庭を支援するために、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく支援を可能な限り行うとともに、障がい児が円滑に教育・保育等を利用できるように必要な支援を行うことが求められています。

障がい児の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために、障がいの症状の発現後できるだけ早期に支援を行うことが重要なことから、乳幼児期から成人期まで一貫した支援、関係機関が連携した支援体制の整備等が必要となっています。

本市では、平成 30 年度に「第 1 期国東市障がい児福祉計画」を策定し、障がい児支援の各種施策を進めています。

【施策の方向】

施 策	施策の内容	これまでの取り組み等	担当	今後の方向
障がいのある子どもに対する支援の充実	① 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく支援を可能な限り行うとともに、障がい児が円滑に教育・保育等を利用できるように必要な支援を行います。	・放課後等デイサービス事業の実施や放課後児童クラブ・保育所等の利用時に加算を付けるなどの対応をして支援に努めてきました。	福祉課	継続
	② 障がい児福祉計画に基づき、障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられる体制の充実を図ります。 ③ 子どもの成長発達や保護者の育児不安、就学に向けての悩み等、子育て全般についての相談ができる5歳児相談会でスクリーニングされた幼児について相談支援ファイルを作成し、保護者とよりきめ細かい相談ができるようにします。	・医療保健課、学校教育課、福祉課で協力し5歳児相談会を行ってきました。個別の相談につなげたほうが良い子どもの早期支援を実施して必要に応じて保健師、相談事業所等につなげていきます。 ・5歳児相談会や発達障がい児巡回訪問等により気になる児童の保護者等へ呼びかけることで、支援につなげられるよう連携を図ってきました。	福祉課(主) 医療保健課 学校教育課	

障がいのある子どもに対する支援の充実	④ これまでは国東市教育委員会担当者と大分県適正就学指導委員会委員が相談者となっていました。今後は特別支援学校教諭も相談者に加わり、さらに幅広い内容に対応できるようにします。	・ これまでは国東市教育委員会担当者と大分県適正就学指導委員会委員が相談者となっていました。今後は特別支援学校教諭も相談者に加わり、さらに幅広い内容に対応できるようにします。	学校教育課	継続
	⑤ 発達障がい児（者）支援専門員が、幼稚園や保育園を定期的に訪問し、支援の必要がある幼児を早期に発見するとともに、支援方法について助言する活動の充実を図ります。 ⑥ 障がいのある児童をもつ保護者が利用しやすい保育所（園）、放課後児童クラブで受け入れることのできる体制を整えることで、障がいのある児童の福祉の増進を図ります。 ⑦ 発達障がい児や保護者に対する相談機能の充実・強化を図ります。	・ 幼稚園、保育園等を定期訪問し気になる児童の情報共有、保護者・教育機関等への声かけ・情報提供を通じて支援を行ってきました。 ・ 保育園、こども園や放課後児童クラブ等を障がいのある児童が利用する場合、支援員の増員ができるように加算を設けています。 ・ 巡回相談を通じて気になる児童の保護者等へ声掛けを行ってきました。平成29年度より放課後児童クラブへの訪問も行うように対象範囲を広げました。	福祉課	

5 福祉を支える人材の育成・確保

【現状と課題】

地域共生社会の実現のためには、障がいのある人への支援だけでなく、障がいのある人が人格を尊重され、地域社会に関わるのが重要です。そのためには、障がいのない人も積極的に障がいのある人等との関わりを持ち、互いに活動する機会を設けていくことも必要です。

アンケート調査からもわかるように、障がいのない人が障がいのある人と関わる機会は、家族以外の障がい者等とはあまりないのが現状です。今後は、障がいのある人との交流をはじめ、多様な市民参画の場を設けていくことが必要です。

本市においては、以下のような活動が行われています。

「障がい者週間」（12月3日～9日）、「障がい者の日」（12月9日）、「人権週間」（12月4日～10日）などにおいて、障がいや障がいのある人への正しい理解を深めるための啓発活動をしています。

本市では地域活動支援センター事業を5法人に委託しており、障がいのある人が余暇活動を楽しんだり、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進の充実・強化をしています。

行事等では、障がい者施設利用者がバザーを出展し、まつりイベントにも個人の個性に応じて参加するなど、地域住民との交流の場となっています。

日出・杵築・国東の障がい福祉事業所と行政が協力して、地域住民と障がいのある人の交流、障がいについて理解促進を目的にYOU&あいサンフェスタを開催しています。

【施策の方向】

施 策	施策の内容	これまでの取り組み等	担当	今後の方向
障がい福祉を支える人材の育成・確保	① 在宅福祉の充実に向けて、身体・精神・知的障がい者団体からなる国東障がい福祉団体連絡協議会への支援や精神障がい者国東フォーラムを開催するなど障がい者団体や家族会へ支援を行います。	・各障がい者団体への支援を行ってきました。（補助金・フォーラムなど） ・精神障がいの家族会、国東障がい福祉団体連絡協議会は現在、活動休止中です。	福祉課	継続
	② ボランティアの相互交流と活動の拠点となる国東市ボランティア協議会において、ボランティア活動に関する情報の提供やボランティアの活動を支援します。	・各種イベント等へのボランティアの参加促進を積極的に行いました。 ・福祉施設でのイベントへ高校生ボランティアの参加を実施しました。	社会教育課	

障がい福祉を支える人材の育成・確保	③ 国東市ボランティア・市民活動センターの機能を強化し、市民のボランティアへの理解と関心を深めるとともに、組織的な市民活動の育成と連携を図ります。	・児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業への高校生ボランティアの参加を実施しました。	社会教育課	継続
		・一方で既存の市民のボランティアは高齢化や後任者不足の状態にあるため、ボランティアへの理解と関心を深めるとともに、他機関との連携を図り、変わりつつあるニーズに対してのボランティア（個人や団体）の新たな活動や仕組みを育成、構築していきます。また、地域とボランティアのつなぎの場としてボランティアの把握を行い、地域のニーズとのマッチングをします。	社会福祉協議会	
	④ 福祉に携わる人材育成のため継続的な研修を行っています。	・人材の定着や育成のため介護職員の初任者研修を開催しています。	高齢者支援課	新規
		・手話奉仕員養成講座の開設を継続的に行っています。	福祉課	

第6節 保健・医療の推進

【基本的考え方】

障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

あわせて、保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障がいの原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を進めます。

1 保健、医療の充実

【現状と課題】

障がいは、先天的な要因だけでなく、事故や疾病等による後天的な障がいもあります。さらに、近年、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病等を起因とする障がいや精神疾患も増加傾向にあります。

本市では、疾病予防と早期発見のために、以下のような、乳幼児から高齢者の健康診査等を実施しています。

特定健康診査やがん検診の受診率向上に向けての取り組みが必要です。また、健診で要精密等になった人への継続した受診の勧めや、乳幼児健診後の確実なフォローを行うことを継続していくことが大切です。

【施策の方向】

施 策	施策の内容	これまでの取り組み等	担当	今後の方向
保 健 ・ 医 療 の 充 実 等	① 健康づくり計画に基づき、地域、学校、職場などとも連携し、健康づくりを社会全体で一体となって推進する体制の整備を図ります。 ② 健診結果の事後説明、訪問指導を行うとともに、相談日をもつて健康相談に応じます。 ③ 健診日時、健診会場、健診項目等、住民が受診しやすい健診体制の整備を図ります。 ④ 今後も医療費の一部または全部を助成します。 ・子ども医療費制度	・平成30年度から第2次健康づくり計画に基づき、職場や関係機関と連携しながら推進を行ってきました。 ・健診会場にて健康相談を行っています。また、各支所・保健センターにて随時相談を受付けています。必要に応じ訪問指導も行っています。 ・特定健診・各種がん検診が同時に受けられるよう、また、休日でも受けられるよう日程を確保しています。 ・子ども医療費について平成30年度から制度を拡充しました。	医療保健課 (主) 市民健康課	継続

		乳幼児・小中学生は、入院・通院・食事療養費について全部助成。高校生相当年齢の方については、入院・食事療養費について全部助成します。		継続
	⑤ 今後も医療費の一部または全部を助成します。 ・重度心身障がい者医療費助成 ・自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療） ・療養介護医療費 ・障がい児の通所に係る医療費助成	・継続して各医療費の助成を行います。	福祉課	

2 高次脳機能障がい、難病患者への支援

【現状と課題】

高次脳機能障がいが日常生活や社会復帰の支障になっているのも関わらず、外見ではわかりにくいいため、障がいのある人や家族、職場関係者などに、原因や対応方法が理解されない場合があります。今後、障がいのある人が、相談・訓練等の適切なサービスを受けることができるよう、支援体制の整備・充実が求められています。

また、平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行され、障がいのある人の範疇に難病の人たちも加わり、必要と認められた障がい福祉サービス等の受給が可能となったことから、難病患者に対する総合的な相談・支援の整備・充実が求められています。

【施策の方向】

施策	施策の内容	これまでの取り組み等	担当	今後の方向
難病に関する保健・医療施策の推進	① 難病患者のニーズに応じた適正な福祉サービスの提供に努めます。	・小児慢性特定疾患児への日常生活用具支給の予算措置をしています。 また、障害者総合支援法により難病患者等も障がい者の範囲に含まれることとなり他の施策と一体的に支援をしていきます。	福祉課	継続

3 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

【現状と課題】

本市では、乳幼児については、乳幼児健康診査（乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診）、5歳児相談会を行い、障がいをできるだけ早期発見し、適切な治療・指導訓練を行い、障がいの軽減に努めています。乳幼児健康診査の受診率、精度や事後指導を徹底するとともに、未受診者へ電話で、次回受診の声かけ等も行っています。また、専門スタッフを配置し、より細かく丁寧に実施しています。しかし、健診後にフォローアップが必要な人が多く、フォローアップが十分にできない状況にもあります。

精密検査の必要な乳幼児については、乳幼児精密健診等により継続支援を行い障がいの早期発見、治療、療育に努めています。

【施策の方向】

施 策	施策の内容	これまでの取り組み等	担当	今後の方向
障がいの原因となる疾病等の予防・治療	① 生活習慣病の予防その他健康に関する正しい知識の普及を図り、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進への取り組みを支援します。 ② 妊産婦への支援を実施します。	・保健推進委員やモデル地区、各支所・保健センターにおいて、国東市の健康実態を伝えたり、健康に関する情報提供を行っています。 ・母子健康手帳交付時の面談・妊婦訪問・妊婦歯科健診受診勧奨時を通じて、また、妊婦健康診査費用助成を引き続き行い、疾病等の予防と異常の早期発見に努めます。	医療保健課（主） 市民健康課	継続
	③ 脳卒中など生活習慣病による障がいを防止するため、特定健診の受診率アップのための意識啓発と受診の機会の拡充を図ります。 ④ 乳幼児健康診査（乳児・1歳6か月児・3歳児健診）、5歳児相談会を実施し、障がいの発生予防と早期発見に努めます。	・市報・HP等、保健推進委員・愛育班等の地区組織を通じて、受診勧奨を行っています。 ・市内4カ所で、乳幼児健康診査及び5歳児相談会を行い、疾病予防と障がいの早期発見に努めています。	医療保健課（主） 福祉課	

障がいの原因となる疾病等の予防・治療	⑤ 精密検査の必要な乳幼児には、健診等の受率向上に努め、継続した支援により治療、療育に努めます。	・必要な児については、乳幼児精密相談事業へとつなげています。	医療保健課	継続
	⑥ 保育所、幼稚園を訪問し、気になる子どもへの対応について、別府発達医療センターの協力のもと関係機関との調整を図ります。	・随時、保育所・こども園・幼稚園と情報共有し、別府発達医療センターによる施設支援の際には同席し、気になる子どもへの対応について協議しています。	福祉課（主） 医療保健課	
障がい児相談支援の充実・強化	① 障がい児や保護者に対する相談機能の充実・強化を図ります。	・必要に応じて、保健師による相談を行っています。	医療保健課	継続

第7節 行政等における配慮の充実

【基本的考え方】

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続や選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行う。また、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ＩＣＴ等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、アクセシビリティへの配慮に努めます。さらに、いわゆる欠格条項について、各制度の趣旨も踏まえ、技術の進展、社会情勢の変化等の必要に応じた不断の見直しを行います。

【現状と課題】

障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、ハード・ソフトの両面にわたり、環境整備を進める必要があります。

行政機関の職員として本市職員にも障がい者に関する理解をより一層深め、外見からは分かりにくい障がいの特性、複合的に困難な状況に置かれた障がい者への配慮を図る必要があります。

【施策の方向】

施 策	施策の内容	これまでの取り組み等	担当	今後の方向
行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	① どなたでも利用しやすい行政機関であるよう啓発に努め、施設もバリアフリーにします。	・市のホームページを JIS X 8341-3 の適合レベルに適合するように H26、H30 とホームページをリニューアルしました。	広報室	継続
		・公共機関駐車場には障がい者スペースを設け、大分あったか・はーとの利用証交付受付を行っています。	福祉課	
		・障害者差別解消法の施行や障害者雇用促進法の改正に伴い、精神障がいについての正しい理解と啓発のため障がい者の人権に関する啓発を市職員や民間の組織に実施しました。	人権同和対策課	

第 8 節 雇用・就業、経済的自立の支援

【基本的考え方】

障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図ります。また、一般就労が困難な方に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。

さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障がい者の経済的自立を支援します。

【現状と課題】

障がいのある人が就労することは、ただ自立生活を支える経済的安定を得るだけでなく、社会参加、社会貢献、さらには生きがいにもつながり、生活の質の向上において重要なものとなります。

また、就労移行支援等による障がいのある人の就労支援に取り組んでいますが、今後は就労に向けた支援に加えて、就労後の職場定着に向けた継続的なサポート体制の充実が求められています。

障がいの特性に応じた多様な働き方が選択できるよう、短時間労働や在宅就業などの就労形態の普及・拡大が必要です。

福祉的就労の場として就労継続支援事業が実施されており、障がいのある人の就労訓練や生きがいの場として寄与しています。しかしながら、全国的に工賃の低さが課題となっており、本市においても福祉施設における受注機会の拡大や物品の販売支援などの工賃向上に向けた取り組みが求められます。

【施策の方向】

施 策	施策の内容	これまでの取り組み等	担当	今後の方向
総合的な就労支援	① 毎年 9 月の「障がい者雇用促進月間」を中心に、事業主や住民に対して、障がいのある人の雇用に関する理解と認識を深めていくための啓発活動を推進し、雇用機会の拡大を図ります。 ② 市報やホームページ、ケーブルテレビ等を利用して、制度・政策の情報提供を行います。	・年 2 回（夏、春）開催している起業合同就職説明会等において参加する企業に対し、推進・啓発などします。また、県等と連携し、各種広報手段を利用し、制度や政策の情報提供を行います。	活力創生課	継続

総合的な 就労支援	③ 商工団体や企業会に向けて職場実習への理解を促進します。	・自立支援協議会、就労支援部会や精神障がい者国東フォーラムを通じて企業への理解を求めます。	福祉課	継続
経済的自立の支援	① 障がい者就労支援施設の生産物品や提供役務の情報把握と発注拡大に取り組みます。	・市役所内の優先調達について周知に取り組んでいます。	福祉課	継続
	② 民間企業へも障がい者就労支援施設の生産物品や提供役務の利用を促します。 ③ 障がいのある人も住み慣れた地域で自立し生活ができるよう、経済的自立を支援します。 ア) 特別障害者手当 イ) 障害児福祉手当 ウ) 精神障がい者交通費助成事業 エ) 特別児童扶養手当 オ) NHK 放送受信料免除のための証明書発行 カ) 介護者手当	・民間企業への利用促進は進んでいません。 ・今後も各種手当や制度等を通じて経済的な支援を行っていきます。		
		・今後も手当の支給により、経済的支援を行っていきます。	福祉課 高齢者支援課	
障がい者 雇用の促進	① 企業法定雇用率の順守を呼びかけます。	・公共職業安定所と連携し、広報活動等を通じて企業に法定雇用率の達成に向け周知しました。	活力創生課	継続
	② 障がいのある人の適性や作業能力に応じた採用ができるよう、市の業務内容の細分化や見直し等を検討し、障がいのある人も働きやすい環境づくりに努めます。	・本人の体調や能力に応じて適切な業務配分等を考慮し、障がいのある職員が働きやすい環境づくりに努めます。また、法定雇用率の遵守を基本として、退職者の状況等を把握しながら計画的な職員採用に努めます。(国東市役所の障がい者雇用率 2.57%: H30 現在)	総務課	

	③ 障がい者雇用に係る各種助成制度を周知し、その活用を積極的に進めていきます。	・ 障がい者雇用に係る各種助成制度を広報活動等を通じて周知しました。	活力創生課	
--	---	------------------------------------	-------	--

法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならないこととされています。

平成 30 年 4 月から下記の基準に引き上げられました。さらに 2021 年(平成 33 年)の前に各々 0.1 % ずつ引き上げられることとなっています。

【新しい法定雇用率】（平成 30 年 4 月改正）

○ 民間企業の法定雇用率

- ・ 一般の民間企業（常用労働者数 50 人以上規模の企業）……………2.2%
- ・ 特殊法人等（常用労働者数 43.5 人以上規模の特殊法人及び独立行政法人）……………2.5%

○ 国、地方公共団体（職員数 43.5 人以上の機関）…………… 2.5%

ただし、都道府県等の教育委員会（職員数 45.5 人以上の機関）…………… 2.4%

第9節 教育の振興

【基本的考え方】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、いわゆる「社会モデル」を踏まえつつ、障がいに対する理解を深めるための取り組みを推進します。さらに、障がい者（児）が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指します。

インクルーシブ教育の推進・教育環境の整備

【現状と課題】

インクルーシブ教育（障がいのあるなしによらず、誰もが地域の学校で学ぶことのできる教育）においては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に應える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要となっています。

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、以前の特殊教育が対象とした障がいだけでなく、発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

本市では、以下のような取り組みが行われています。

就学相談会を開催し、翌年度小学校に入学する幼児の保護者を対象とした就学相談会を実施することにより、適正な就学ができるようにしています。

子育て支援施設を専門員が巡回訪問して、発達や成長が“気になる子ども”をみる保育士や教諭に対して“気になる子ども”の対応について助言をしています（発達障がい児相談支援事業：再掲）。また、関係機関連絡会議を開催し、情報の共有等療育につなげるための連携を図っています。

発達障がい児（者）支援専門員が、定期的に幼稚園や保育所を巡回訪問し、支援の必要がある幼児を早期に発見するとともに、支援方法について助言をしています。

特別支援学級に在籍している児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うための「個別の指導計画」の作成に比べ、生涯にわたる支援を各関係機関が連携して効果的に実施するための「個別の教育支援計画」の策定が若干遅れ気味となっています。

各学校からの申請に応じ、特別な支援が必要な幼児児童生徒には、特別支援教育支援員を配置し、障がいのある幼児児童生徒のニーズに応じたきめ細やかな支援を行っています。今後は、特別支援教育支援員及び教職員の専門性を向上させていくことが課題となっています。

聴覚障がい・視覚障がいについては、盲学校・聾学校職員による相談会が定期的に行われ、連携をとって支援活動を行っています。

【施策の方向】

施 策	施策の内容	これまでの取り組み等	担当	今後の方向
インクルーシブ教育システムの推進	① 障がい児の教育を支援するために、特別支援教育支援員を配置します。 ② 対象となる児童生徒のニーズに応じた個別指導の充実を図るため、必要な特別支援学級の設置について、大分県教育委員会に働きかけます。 ③ 聴覚障がい・視覚障がいについては、盲学校・聾学校職員による定期的な相談会を活用します。	・H29…28名配置 ・H30…28名配置 必要な特別支援教育支援員について配置してきました。 ・H30 知的障がい特別支援学級小8校・中4校、情緒障がい特別支援学級小2校・中1校、視覚障がい特別支援学級小1校の整備をしました。 ・該当児童生徒の在籍する学校において、必要に応じて巡回相談等を利用しました。	学校教育課	継続
教育環境の整備	① 特別支援教育において「個別の教育支援計画」を包括した相談支援ファイルを作成し、関係機関と連携し継続的な支援を行います。	・「個別の教育支援計画」を包括した相談支援ファイル「かけ橋」H25～H30.12月現在111冊配布しました。	学校教育課	継続

教育環境 の整備	② 学校において、障がいのある児童生徒の障がい特性に応じた個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成し、きめ細かな支援をします。 ③ 子どもの成長発達や保護者の育児不安、就学に向けての悩み等、子育て全般についての相談ができる5歳児相談会でスクリーニングされた幼児について相談支援ファイルを作成し、保護者とよりきめ細かい相談ができるようにします。 ④ これまでは国東市教育委員会担当者と大分県適正就学指導委員会委員が相談者となっていました。今後は特別支援学校教諭も相談者に加わり、さらに幅広い内容に対応できるようにします。 ⑤ 成長発達専門の医師と臨床心理士による乳幼児精密事業による障がいの早期発見・早期支援体制の充実を図ります。	・すべての学校で特別な支援の必要な幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた個別の指導計画を作成しています。 ・すべての学校で、個別の教育支援計画を作成しています。 ・5歳児相談会で、子どもの成長発達や保護者の育児不安、就学に向けての悩み等、保護者とよりきめ細かい相談をしています。 ・就学相談会では、発達が気になる幼児の保護者（希望者）に対応し、今後の指導・支援のヒントや就学準備等の情報を提供します。また、県立特別支援学校長や特別支援学校教諭等を相談員とし、特別支援教育の幅広い内容に対応できるようにしています。 ・保護者の要望に応じて就学相談を行っています。 ・小・中学校、保育所、こども園、幼稚園等からの依頼に応じた発達検査の実施しました。（H30小学校5件、年長児16件）	学校教育課	継続
-------------	--	---	-------	----

教育環境 の整備	⑥ 幼児児童生徒の障がいを早期に発見し、早期の療育につなぐことができるよう特別支援学校、放課後児童クラブ、保育所、幼稚園、小・中学校、特別支援学級等関係機関、医療保健課、福祉課と連携しながら、訪問、相談、健康診査の充実を図ります。 ⑦ 通級指導教室については、設置校 単位での通級だけでなく、他校からの通級を促進 します。	・日出支援学校による巡回相談を行いました。(H29：65件、H30：12月現在90件) ・H30通級指導教室小1校・中1校の実施をしました。 (他校通級なし)	学校教育課	継続
-------------	---	---	-------	----

第 10 節 文化芸術活動・スポーツ等の振興

【基本的考え方】

全ての障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、国民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与する。また、レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

【現状と課題】

スポーツ活動は、障がいのある人の体力維持・増強だけでなく、機能訓練や機能回復についても役立ち、文化活動と合わせて、自立した生活や社会参加を促し、障がいのある人と障がいのない人との交流や相互の理解を深めるという点でも極めて有効です。

本市では、国東市障がい者地域自立支援協議会の地域生活支援部会で障がいのある人の軽スポーツ交流会を実施し、市内の多数の障がいのある人が参加しています。あわせて、市報等で、大分県主催のときめき作品展の参加を募集し、障がいのある人が作品を出品しています。

また、大分県障がい者スポーツ大会をはじめ、各種団体が開催する大会に積極的に参加し、障がいのある人との交流を行っています。

【施策の方向】

施 策	施策の内容	これまでの取り組み等	担当	今後の方向
文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	① 住民に対する啓発を積極的展開し、障がいのある人の文化芸術活動、スポーツ活動への理解と協力及び参加の促進を図ります。	・ 国民文化祭、障害者芸術文化祭へ、地域団体、活動指導者との連携のもと参加しました。	社会教育課	継続
	② 障がいのある人や障がい者団体などが行う文化芸術活動、スポーツ活動を支援します。	・ スポーツ活動に関しては、特に分け隔てなく大会情報の提供と参加の促進を行っています。		
	③ 障がいのある人の文化芸術活動、スポーツ活動を支援するため、指導者の育成とボランティア等の参加、確保に努めます。	・ 国民文化祭・障害者芸術祭の指導者等との繋がりを活かした文化芸術活動を展開します。		
		・ YUO&あいサンフェスタやときめき作品展への参加を呼び掛けていきます。	福祉課	

施 策	施策の内容	これまでの取り組み等	担当	今後の方向
スポーツに親しめる環境の整備	① 文化芸術活動、スポーツ活動で利用する各施設において、障がいのある人に十分に配慮し、障がいのある人が参加しやすい施設環境づくりに努めます。	・スロープの設置等の配慮を行ってきました。	社会教育課	継続

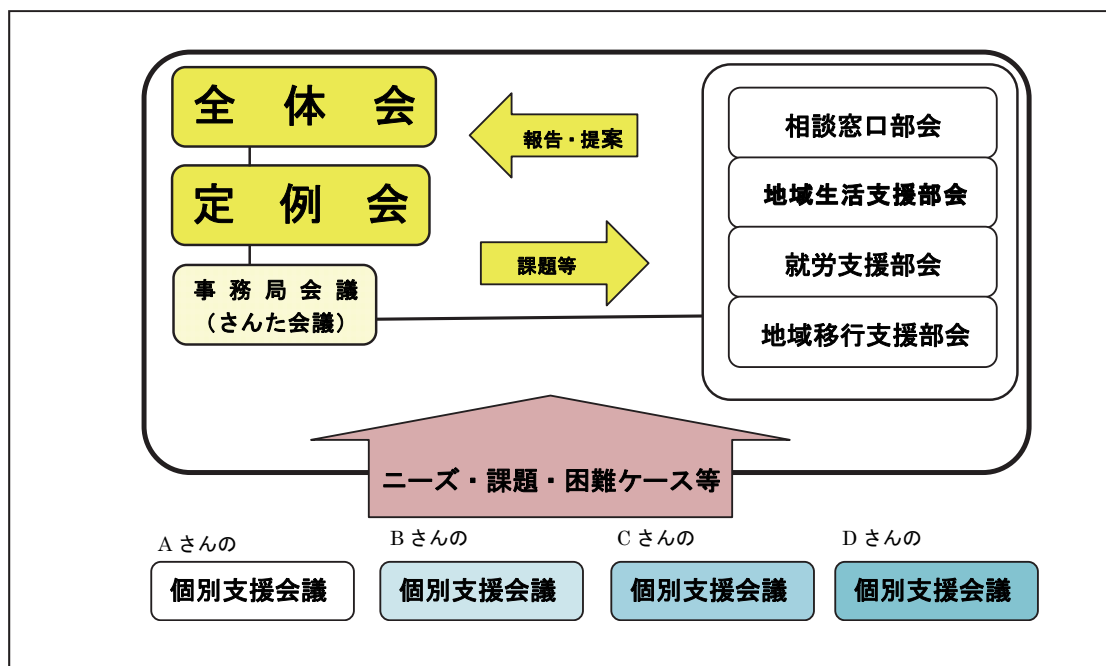
第5章 障がいのある人を支える体制づくり

本市では、障がいのある人及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい福祉に関するシステムづくりと障がい福祉施策の効果的な実施を図るために、「国東市障がい者地域自立支援協議会」を設置しています。

国東市障がい者地域自立支援協議会は、保健・医療、福祉施設、福祉関係団体（当事者・家族を含む）、労働、教育、行政の各関係機関の委員からなり、相談窓口部会、地域生活支援部会、就労支援部会、地域移行支援部会の4つの部会があります。

国東市障がい者地域自立支援協議会は、市や相談支援事業者が直面した課題や新たに把握されたニーズについて関係機関やサービス事業所、医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題として情報を共有し、改善・解決していくための協議の場となる組織です。

《 国東市障がい者地域自立支援協議会の組織図 》



第6章 計画の推進体制

第1節 各種関連機関との連携

1 地域の各関連機関・関連団体との連携

障がい者関係団体はもちろんのこと、地域におけるあらゆる関係団体との連携を強化し、これら地域の関係団体間のネットワーク構築に努め、地域全体で支え合う住民参加型社会の実現に努めます。

2 医療機関との連携

医療機関に対して理解と協力を得ながら積極的に各種施策を展開します。

3 行政内部での関係部署との連携

障がい福祉サービスに対する様々なニーズに適切に対応するためには、保健・福祉・医療の各施策の調整を図り、これらのサービスが総合的に機能するシステムの構築が不可欠です。今後とも、福祉課を中心に、計画推進に係わる関係部署との連携を強化し、すべての人にやさしく、住みやすい地域づくりに努めます。

第2節 広報・啓発活動の推進

1 広報・啓発活動の推進

障がい者施策は幅広い市民の理解を得ながら進めていくことが重要なことから、行政、企業、NPO等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。

また、本市ホームページや各種団体のSNS等の情報媒体等を活用し、障がいのある人が気軽に情報を入手できるしくみづくりも進めていきます。

また、障害者基本法に定められた障害者週間（毎年12月3日から9日まで）における各種行事を中心に、一般市民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。

加えて、障がいについての市民の理解を深め、誰もが障がいのある人等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

2 障がい及び障がいのある人への理解の促進

障がい及び障がいのある人に対する理解を促進するための取組を推進するとともに、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図ります。

また、ボランティア活動等の機会を増やし、障がいのある人等と市民との交流の場や機会を増やし、市民の理解を深めていきます。

3 ボランティア活動等の推進

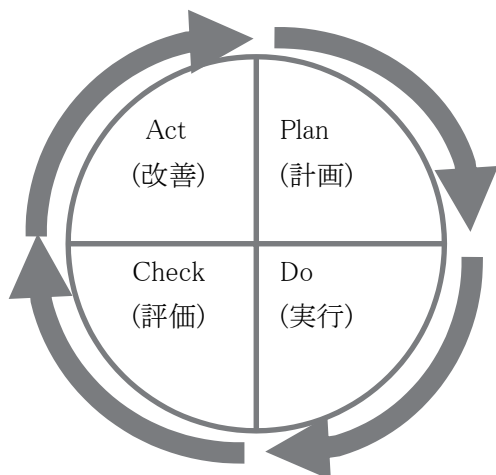
ボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

第3節 計画の推進体制

国東市障がい者地域自立支援協議会全体会と合わせ相談窓口部会、地域生活支援部会、就労支援部会、地域移行支援部会の4部会、及び分析・調整を行う運営会議により、上位計画である「国東市総合計画」をはじめ、関連する諸計画による施策との連携及び調整を行い、計画を推進します。

計画の進行管理については、計画の実効性確保の観点から、国東市障害者地域自立支援協議会における有識者・関係者の意見を聴きながら、本計画の推進状況等の点検・評価を行い、計画達成に向け適切に対応します。

また、P（Plan：計画）・D（Do：実施）・C（Check：点検・評価）・A（Action：見直し）サイクルの考えにより施策の推進と管理に努めます。



※PDCA サイクル

「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価・検証(Check)」、「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

参 考 資 料

1 第3期国東市障がい者基本計画策定委員会委員名簿

学識経験者	国東市民生委員児童委員連合会	臺 隆道	会長
	国東市校長会	伊藤 尊和	会長
保健・福祉・医療関係者	国東市医師会	菅 淳一	会長
	国東市社会福祉協議会	麻生 拓之	常務理事
	社会福祉法人 秀溪会	古城 芙美枝	理事長
	社会福祉法人 共生荘	荘司 壽子	理事長
障がい者団体等関係者	国東市身体障害者福祉協議会	江原 昭信	会長
	くにさき手をつなぐ親の会	岩本 明子	会長
	国東市身体障がい者相談員	清和 源氏	相談員
	国東市知的障がい者相談員	松吉 鈴美	相談員
	障がい者就労支援サービス利用者	安達 寅二郎	
住民代表	国東市区長会	植田 武郎	会長
関係行政機関等	大分県東部保健所国東保健部	中西 信代	部長
	別府公共職業安定所	姫野 敏郎	統括職業指導官
	国東市医療保健課	於久 浩	課長
	国東市社会教育課	真城 孝之	課長
	国東市高齢者支援課	小川 浩美	課長
	国東市活力創生課	石本 恭稔	課長
	国東市学校教育課	畑野 章	課長

2 国東市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 この告示は、国東市において障がい者が自立し、地域社会に参加することを基本とする障害者基本法（昭和45年法律第84号）の理念を踏まえつつ、障がい福祉サービスの充実を図るための計画（以下「障がい福祉計画」という。）の策定にあたり、学識経験者、障がい者の福祉に関連する分野の関係者及び住民等から広く意見を求め、総合的な計画とするために国東市障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）障がい福祉計画策定に関する事項の調査及び検討
- （2）その他障がい福祉計画策定のために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者の内から20人以内の委員を市長が委嘱し、又は任命をもって構成する。

- （1）学識経験者
- （2）保健・福祉・医療関係者
- （3）障がい者団体等の関係者
- （4）市民公募により選考された者
- （5）関係行政機関の職員

（任期）

第4条 委員の任期は1年以内とし、障がい福祉計画策定の事業が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会の議長は、会長があたる。
- 3 委員会は、委員の委任状の提出をもって出席とすることができる。
- 4 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 委員会の協議事項について必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会において会長が定める。

附則

- 1 この告示は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この告示による最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。

附則（平成26年3月26日告示第23号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

第 3 期 国 東 市 障 が い 者 基 本 計 画

発行年月 平成31 年3月
発 行 大分県国東市
編 集 国東市福祉課
〒873-0503
国東市国東町鶴川 149 番地
電 話 0978-72-5164
FAX 0978-72-5171
